

# ギグワーカー等に係る課税の在り方について

北 澤 一 郎

〔 税 務 大 学 校 〕  
〔 研 究 部 教 授 〕

論文の内容については、すべて執筆者の個人的見解であり、税務大学校、国税庁あるいは国税不服審判所等の公式見解を示すものではありません。

# 要 約

## 1 研究の目的（問題の所在）

シェアリングエコノミーの広がりにより、これまでは専ら財・サービスを購入する側であった個人がサービス提供者（ギグワーカー）として気軽に市場に参加するようになり、その勢力は拡大し続けている。一方で、ギグワーカーは申告に不慣れであることに加え、ギグワーカーが単発の労務や副業で得た所得は、原則として源泉徴収や年末調整の対象とならないため、ギグワーカーの適正申告が課題になっている。また、視点を課税当局側に移すと、匿名取引を基本とするシェアリングエコノミーの取引に係る情報把握をいかにして行うかという問題もある。

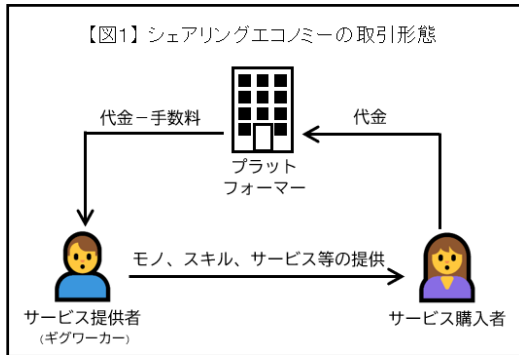
本稿ではシェアリングエコノミーに関する諸問題のうち、ギグワーカーに対する適正課税を実現するための方策として、源泉徴収制度と法定調書の導入の検討を行う。

## 2 研究の概要

### （1）シェアリングエコノミーについて

#### イ シェアリングエコノミーの概要

シェアリングエコノミーは、インターネット上のプラットフォームを仲介役として、サービス提供者とサービス購入者が取引を行うものである（図1）。シェアリングエコノミー協会によると、シェアリングエコノミーは、サービス等の内容に応じて、①空間のシェア、②移動のシェア、③スキルのシェア、④お金のシェア、⑤モノのシェアの5つに分類される。近年、通信環境の発達を背景としたスマートフォンや SNS の普及、雇用の流動化の進展、社員の副業を認める会社の増加、テレワークの増加等により、シェアリングエコノミーの市場規模は大幅に拡大している。



#### ロ プラットフォーマーの役割

シェアリングエコノミーの取引形態において中心的な役割を果たすのは、プラットフォームが運営するプラットフォームである。シェアリングエコノミーは電子商取引の一種であるが、単純なインターネットショッピングとの違いは、取引の第三者であるプラットフォームによって提供されるプラットフォーム上において需要と供給のマッチング処理が行われる点である。プラットフォームはサービス提供者とサービス購入者のマッチングの場を提供するのみで、取引の主体は、あくまでもサービス提供者とサービス購入者であることが基本であり、サービスの内容や品質等に関してプラットフォームが責任を負うことはなく、サービス提供者が責任を負う。

それにもかかわらず、プラットフォームがシェアリングエコノミーにおいて中心的な役割を果たす理由は、プラットフォームが単に仲介業者として仲介手数料を稼得することにとどまらず、プラットフォーム上で行われた、契約、決済及び評価に関する情報を一元的に管理し自由に活用できるという点にある。

#### ハ シェアリングエコノミーの特徴

シェアリングエコノミーは、インターネット上の電子情報を利用して取引を行うことから、①取引に係る時間・場所・利用者の自由度が高い、②データ検索及びマッチングが容易である、③匿名取引が可能であるた

め個人情報やり取りせず取引できる、④オンライン決済等により代金決済が安全かつ確実に行われる、⑤サービス購入者とサービス提供者との相互評価機能により取引の信頼性を向上することができる、といった特徴がある。

## ニ シェアリングエコノミーの影響

シェアリングエコノミーの普及・拡大に伴う影響として、以下の(イ)～(ロ)の点が挙げられる。

### (イ) C to C 取引（個人間取引）の増加及びギグワーカーの拡大

シェアリングエコノミーによる影響の1つとして、個人間取引が飛躍的に増加することが挙げられる。実店舗における取引では、サービス提供者は、法人や個人事業者など、そのサービスをビジネスとして提供している専門業者であり、サービス購入者は一般消費者であることが一般的である。一方、シェアリングエコノミーでは一般消費者がサービス提供者にもサービス購入者にもなり得るという特徴がある。実店舗における取引では、専門業者ではない個人がサービス提供者となるためには、本来ならば、店舗、在庫商品及び従業員などの事業用資産や人員の準備や営業及び決済のノウハウ等が必要となるところ、シェアリングエコノミーのプラットフォームを利用することにより容易に市場に参加することが可能となる。

シェアリングエコノミーの拡大により、個人がプラットフォームを通じて容易に労務提供が行えるようになったため、ギグワーカーが増加している。また、副業を認める企業の増加など、働き方改革に向けた動きもギグワーカーの増加を後押ししている。

### (ロ) 匿名取引

シェアリングエコノミーでは、提供されたモノやサービスの受け渡しとそれに対応する決済が安全かつ確実に行われることが大きな関心事である一方で、サービスの提供と決済さえ行われてしまえば、サービス提供者にとってもサービス購入者にとっても取引相手がどこの誰

かということとはさほど重要ではないため（税務当局にとっては大きな関心事であるが）、匿名による取引が可能となっている。また、ネットオークションのように、取引の性格上、匿名取引を前提としているサービスも存在する。サービス提供者とサービス購入者は匿名のままプラットフォームを介して連絡を取り合い代金を決済し、モノの配送も匿名で行うことも少なくない。個人情報他人に開示せず匿名で取引を行うことができることはシェアリングエコノミーの拡大要因の 1 つであるといえる。

#### (ハ) 所有型社会から共有型社会への変化

シェアリングエコノミーは、モノ、スペース、移動手段、労働力、時間、お金など、個人や法人の遊休資産や余剰資産が有効活用され、他者へ貸与又は譲渡される。サービス提供者は、遊休資産や余剰資産から収入を得ることが可能となり、サービス購入者は、新品を買ったり借りたりするよりも安く入手できることから、お互いに Win-Win の関係になる。バブル崩壊、リーマンショック、コロナ禍等による不景気や景気停滞を経たことに加え、人口の減少と消費の多様化により、これまでのような量的な成長を前提とした大量生産大量消費の規模の生産性に基づいた価値観が見直されている中で、シェアリングエコノミーは大きな脚光を浴びている。

#### (ニ) 社会的な課題解決への貢献

シェアリングエコノミーは、働き方改革、子育て支援、地域活性化、労働力不足の解消、空き家の解消といった個別の課題から SDGs の実現といったより大きな問題まで様々な社会問題の解決に有益な事例が多数報告されており、シェアリングエコノミーへの税制上の対応を検討するに当たっては、適正課税の実現を目指すと同時に、シェアリングエコノミーの普及拡大を阻害しないことにも配慮する必要がある。

## ホ 現行法におけるギグワーカーの課税関係

ギグワーカー（図 1 における個人のサービス提供者）は、サービス提供の対価として得た報酬が収入となる。ギグワーカーの収入は所得税及び消費税の課税対象となり、所得税については原則としてプラットフォームとギグワーカーとの間に雇用関係はなく給与所得には該当しないので、事業所得に該当するかどうかにより事業所得又は雑所得に区分され、事業所得に該当する場合、その事業により生じた損失については損益通算の対象になる。給与所得者が副業としてギグワーカーの業務を行っている場合、給与所得以外の所得金額が 20 万円以下の場合は申告不要である。また、サービス提供者が個人で、かつサービス購入者が法人又は給与所得に係る源泉徴収義務を有する個人事業者であるなど、一定の条件を満たす場合、サービス購入者に源泉徴収義務が生じる。

## （2）源泉徴収制度について

### イ 源泉徴収制度の概要

源泉徴収制度は、受給者（本来の納税義務者）の納税義務の確定の前段階において、当該納税義務者が支払うべき税額の一部を支払者（源泉徴収義務者）に徴収させ、これを国に納付させるものである。すなわち、源泉徴収制度は、安定的かつ確実に徴税することを目的として、本来国が行うべき徴税を源泉徴収義務者に代行させるものである。

我が国の源泉徴収制度は、利子所得については明治 32 年から、給与所得については昭和 15 年から採用されており、諸外国においても多くの国で採用されている制度である。源泉徴収制度は、限定列举という形で源泉徴収の対象となる支払を規定しており、その範囲は社会経済の動向に対応しながら、継続的に範囲を拡大し、我が国の安定的な税収の確保を支える制度として大きな役割を果たしてきた。

一方で、源泉徴収制度は、源泉徴収義務者に過度の事務負担を課しているとの見解や、民主主義的な租税制度の観点からは源泉徴収及び年末

調整によってすべての課税関係を終了させてしまう制度は、国民の納税意識を阻害しているとの指摘がある。

また、プライバシー保護の観点から、給与所得者が雇用主に対して結婚や扶養の有無などの個人情報を提供することは好ましくないという考えもある。もっとも、雇用者と給与所得者の間のプライバシー問題は税制だけでなく各種社会保険制度にも同様の存在していると考えられるが、我が国における給与所得者の働き方や雇用者と給与所得者との間の関係性の変化に伴い、プライバシー情報の取り扱いに関して将来的に見直しを行うべき点があると考えられる。

#### ロ 源泉徴収の対象となる支払

源泉徴収の対象となる支払の範囲は、利子等、配当等、給与等、退職金等、公的年金等、報酬・料金等、内国法人に対する支払のうち特定のもの及び非居住者に対する支払のうち特定のものと、多岐にわたっている。源泉徴収の対象となるかどうかに関して、以下の理由があると考えられている。

- ① 納税者からの自主的な申告納税を期待することができず、支払段階で源泉徴収しておかないと所得税の徴収が困難となるような所得は源泉徴収の対象とし、納税者からの自主的な申告納税が全く期待し得ないわけではないが、源泉徴収をしておいた方が納税者にとっても税務当局にとっても能率的でわずらわしくないような所得は源泉徴収の対象とした方がよい（非居住者の所得など）。
- ② 支払を受ける者がその収入の中から支払う必要経費の割合が一定しないというような種類の所得は、源泉徴収に適さない（利子、配当、給与、退職、自由職業者の所得などは、源泉徴収の対象に適する。）。
- ③ 所得の支払者の事務能力、経理能力、財力が十分でない場合には、源泉徴収に適さない（家事使用人のみに対して支払う給与など）。



### (3) 法定調書について

#### イ 法定調書の種類

法定調書は、所得税、相続税法、租税特別措置法及び内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律の規定（以下「国外送金等調書法」）により提出を義務付けられておりその種類は 60 種類に及ぶ。そのうち、例えば、給与所得の源泉徴収票のように、支払者に対して、その支払内容等を記載して税務署に提出することが義務付けられたものは 58 種類あり、残りの 2 種類の法定調書は、国外送金等調書法により規定されている財産債務調書及び国外財産調書である。

#### ロ 法定調書の提出義務者

支払者に対して、その支払内容等を記載して税務署に報告することが義務付けられている上記イの 58 種類の法定調書については、原則として支払者が個人でかつ給与所得の源泉徴収義務が免除されている者は法定調書の提出義務が免除されるため、個人で法定調書の提出義務があるのは個人事業者でかつ給与所得の源泉徴収義務を有する者に限られる。

一方で、財産債務調書及び国外財産調書は、提出を義務付けられた個人が自分自身の財産や債務の内容等を税務署長に提出しなければならないこととされている。

#### ハ 法定調書の性格

特定の支払者に対して義務付けられている法定調書は、大正 2 年の「給与の支払に係る調書」から始まったものであり、課税当局における個人・法人の所得金額の把握や相続財産の把握を目的として、経済取引等における対価の支払者（個人・法人）が相手方（個人・法人）の承諾を得ることなく、第三者である相手方に対する支払内容を税務署に報告しなければならない制度であり、違反すれば罰則が適用される、いわゆる「通報制度」に該当する。

また、国外送金等調書及び財産債務調書は、納税者が自分自身の財産等の状況を税務署に調書として提出する自主申告の性格を持つ。

#### (4) 海外の動向

##### イ OECD

OECD が主導する BEPS プロジェクトの電子経済課税フォーラム(包括的枠組)において、2020 年 7 月に「シェアリングエコノミー及びギグエコノミーのデジタル・プラットフォーム情報の通告ルール」が公表され、課税庁がプラットフォーマーに対して売主に関する情報を提供することを求め、それにより得られた情報を租税条約の枠組みの中で売主の居住地国の課税当局へ通知するというモデルルールが示された。

##### ロ EU

EU では、2021 年にデジタルプラットフォームに対して出店情報の報告義務を課し、それを税務当局間で自動的に情報交換を行うことを内容とする税務執行協力に関する指令(DAC7)が発出された。新たな報告義務は報告対象販売者が国内あるいはクロスボーダーで、①不動産の賃貸、②「人的サービス」の提供、③商品の販売、④輸送手段のレンタルの活動を行うために、他のユーザーとの接続を可能にするデジタル・プラットフォームの運営者(EU 域外の事業者を含む。)に適用される。

報告対象販売者は、いずれかの EU 加盟国の居住者、または、いずれかの EU 加盟国にある不動産の賃貸を行っている者と規定され、EU 域外の事業者であっても、報告対象販売者による上記①～④の活動又は EU 加盟国内の不動産の賃貸を伴う活動を行う場合には報告義務が課される。ただし、EU 域外のプラットフォーム事業者が自国(EU 域外国)の当局に対して、同様の報告義務を果たして EU 加盟国と当該国との間の合意に基づいて EU 当局と情報交換される場合には、報告義務が免除される。

EU 加盟国は、2022 年 12 月 31 日までに DAC7 の内容を導入するための国内法を施行し、2023 年 1 月 1 日から DAC7 に基づく新規則を適

用しなければならないとされているため、最初の報告は 2024 年に行われる予定である。

#### ハ 米国

2011 年に電子決済により得た収入を正確に開示させる目的で新たな情報申告書として **Form1099-K** が導入され、支払決済機関やプラットフォームが提出義務者とされた。この情報申告書の提出基準は、2021 年まではプラットフォーム内の支払総額が 1 年間で 20,000USD を超えかつ 200 件以上の取引がある場合であったが、2022 年以降は年間 600USD を超える支払総額がある場合に改められ、提出範囲が拡大された。

#### ニ 豪州

2022 年 11 月 28 日、豪州連邦協議会においてシェアリングエコノミーのプラットフォーム事業者による取引報告義務化に関する法案が可決され、Uber 等のライドソーシングサービス及び Airbnb 等の宿泊先提供サービスの運営者は 2023 年 7 月 1 日以後の取引に係る情報を、Uber eats 等のデリバリーフードサービスを含むその他のサービスの運営者は 2024 年 7 月 1 日以後の取引に係る情報を ATO（豪州国税庁）に報告することとされた。

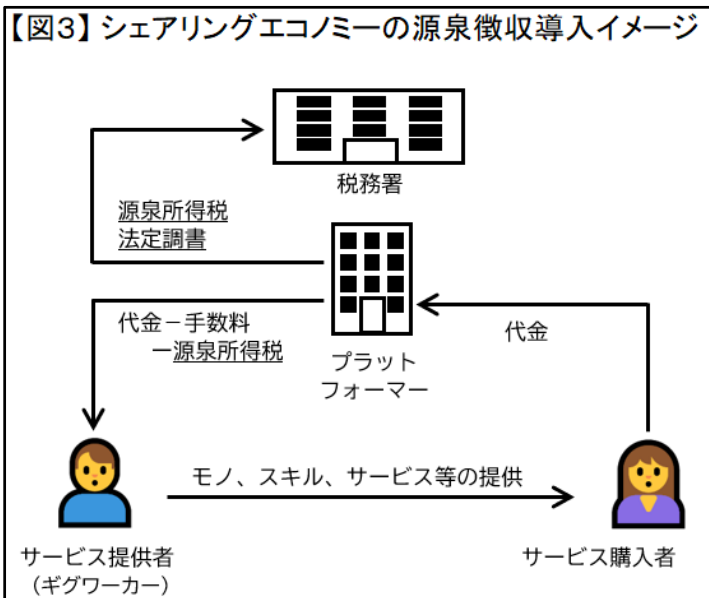
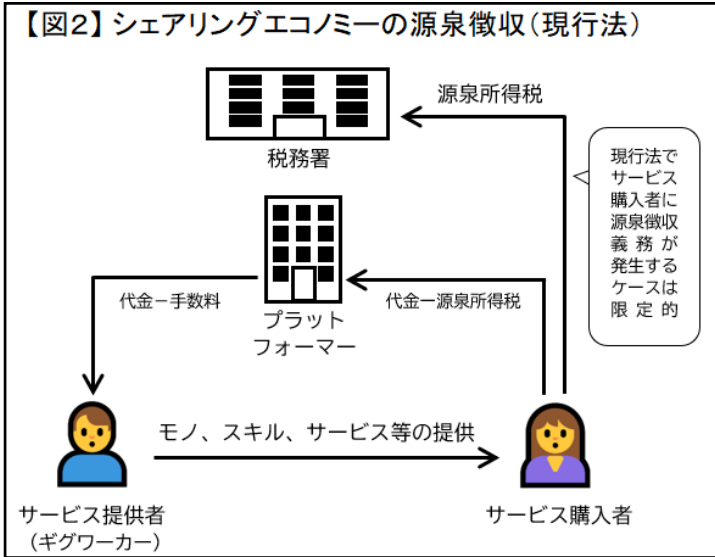
### (5) ギグワーカーに対する適正課税に向けた論点整理

#### イ 源泉徴収制度及び法定調書の導入イメージ

図 2 の現行法においては、取引の内容によりサービス購入者に源泉徴収義務が生じることがあり得るが、その条件として、①サービス等の内容が原稿料など源泉徴収の対象となる報酬・料金等の支払であること、②サービス提供者が個人事業者であること、③サービス購入者が給与の支払等に係る源泉徴収義務者であることを満たす必要がある。シェアリングエコノミーにおいては、サービス購入者が一般消費者である場合が多く、一般消費者は通常源泉徴収義務を有しないため、ギグワーカーの所得がサービス購入者によって源泉徴収されるケースは稀である。

一方、新たにシェアリングエコノミーに対して源泉徴収制度及び法定調書を導入する場合に考えられるイメージは、図 3 のとおりである。

シェアリングエコノミーに対して源泉徴収制度を導入するためには、図 3 のとおりプラットフォームがサービス提供者へ代金を支払う際に、源泉徴収税額を差し引いて税務署へ納付することが考えられる。プラットフォームはサービス購入者とサービス提供者との間の取引や決済に関する情報を保有していることから、プラットフォームは源泉徴収を行ったり法定調書を提出したりすることが可能であり、昭和 37 年最高裁判決で判示された、国、担税者、(ギグワーカー) 及び源泉徴収義務者 (プラットフォーム) の 3 者の関係において、能率的かつ合理的であるという点で現行の源泉徴収制度や法定調書との親和性も高いと考えられる。



## ロ 源泉徴収制度導入における課題

ギグワーカーに対する適正課税を実現するため、プラットフォームを源泉徴収義務者とした源泉徴収制度の導入に伴う課題について検討を行う。

### (イ) プラットフォーマーの追加負担

新たにプラットフォームを源泉徴収義務者とする場合、プラットフォームに対して追加の費用や事務負担が生じるため、プラットフォームが源泉徴収を行う理由と必要性を明確にする必要がある。我が国では、給与や報酬・料金の支払者と支払を受ける者との間の関係において、支払者に対して源泉徴収義務が定められているところ、プラットフォームはサービス購入者からサービス提供者への支払金額を預かっているにすぎないという点において、サービス提供者に対する実質的な支払者ではないプラットフォームに対して源泉徴収義務を課すことには、本来の源泉徴収制度の考え方を超えるハードルがあると考えられる。例えば、上場株式等の配当に係る源泉徴収義務者は、配当の支払者である上場株式等の発行人ではなく、支払の取扱者（証券会社等）が行うといった例もあるので、プラットフォームに対する源泉徴収義務の設定が不可能であるとまでは言えないものの、十分な説明と議論を行う必要があると考えられる。また、プラットフォームを源泉徴収義務者とすることは、ギグワーカーの課税漏れ防止策としては効果が望めるものの、非課税取引や申告基準に満たないギグワーカーから源泉徴収を行うことを考えると、還付申告の対象となる納税者が増加することから効率的とは言えない一面もある。

他方、源泉徴収制度や法定調書の導入を通じてギグワーカーの適正申告が促されることは、①プラットフォーム参加者に対して税務申告に関する安心感を与えること、②SDGs が目指す目標の 1 つである「経済成長及び雇用」に貢献することに加えて、③源泉徴収制度導入によって源泉徴収義務者としての社会的責任を果たすことができるという点

でプラットフォームにもメリットがあると考えられる。

プラットフォームに対して新たに源泉徴収義務を課す場合には、ギグワーカーの申告利便性やプラットフォームの社会貢献の実現など、課税当局側の都合だけではなく、ギグワーカーやプラットフォームにとってもメリットのあるものとすべきであると考えられる。

#### (ii) 立法上の困難性

プラットフォームに対して新たに源泉徴収義務を課する場合、現行の源泉徴収制度との調和が必要である。シェアリングエコノミーの取引の主体はあくまでもサービス提供者とサービス購入者であり、プラットフォームは、サービス提供者及びサービス購入者とのそれぞれの関係においては役務提供の直接の当事者ではない。そのため、現行の支払者と受給者が 1 対 1 で結ばれている源泉徴収制度の延長線上でプラットフォームを源泉徴収義務者としてよいか、検討する必要があると考えられる。具体的には、配当所得に対する源泉徴収と同様、源泉徴収義務の特例として、対価の支払者であるサービス購入者に代わって、プラットフォームが源泉徴収を行うことを規定する必要があると考えられる。

源泉徴収制度導入に当たっては、ギグワーカーを一括りにして統一的な税制に取り込むか、あるいは、ギグワーカーの業務内容に応じて取捨選択して必要な範囲のみを税制に取り込むか、立法上の検討が必要である。シェアリングエコノミーを統一的な源泉徴収制度に取り込んだ場合、本来は課税対象ではない取引（例えば、生活用資産の売買など）も源泉徴収の対象となってしまうことが考えられる。また、税の執行上、効率的ではない少額の取引も源泉徴収の対象となってしまうことも考えられる。他方、ギグワーカーの業務内容によって取捨選択して税制に取り込んだ場合、源泉徴収の対象になるかどうかの可否判定が複雑・困難になりプラットフォームの負担が増えることが危惧される。そのため、シェアリングエコノミーに対して新たに源泉徴

取制度を導入するためには、課税取引であるかどうかという観点から、支払内容に応じて源泉徴収の対象となる取引を限定するとともに、源泉徴収義務者であるプラットフォームの事務負担とならないよう、対象となる取引を分かりやすくかつ明確に区分することが必要であると考えられる。

(ハ) 匿名取引への対応

現状のシェアリングエコノミーでは、プラットフォームによる利用者に対する本人確認が必ずしも行われていない。シェアリングエコノミーに対して源泉徴収制度や法定調書を導入するためには、金融機関で口座開設を行う際に本人確認を行う場合と同様に、サービス提供者がプラットフォームで取引を始める際に、プラットフォームがサービス提供者の本人確認を行うことが必要であると考えられる。そのため、関係省庁と連携してプラットフォームによる利用者の本人確認を行うための法制度を整備していく必要があると考えられる。

(ニ) デジタルエコノミーと非デジタルエコノミーとの間の公平性

デジタルエコノミーによる取引と非デジタルエコノミーによる取引との間の取扱いに関して、双方の間で極力公平性が保たれる制度であることが必要である。現行法では、サービス購入者が源泉徴収義務者ではない一般の個人である限り、サービス提供者の所得が源泉徴収されることはないが、仮にプラットフォームに対して新たに源泉徴収制度を導入した場合、プラットフォーム経由で取引を行った時だけ源泉徴収されるのは不公平であり、デジタルエコノミー拡大の阻害要因になるおそれがあると考えられる。この点に関しては、プラットフォームのような仲介役が存在しない非デジタルエコノミーにおいて、個人のサービス購入者を源泉徴収義務者とすることは困難であり、デジタルエコノミーと非デジタルエコノミーとの間で公平性を保つことは困難であると考えられる。例えば、取引に占める非デジタルエコノミーの割合が圧倒的に低くなり、比較対象が少なく不公平が問題にな



らない程の状況になる等の外的要因により不公平感が解消されることがあり得る。また、申告に係る負担軽減を望むギグワーカーにとっては、分かりやすく事務負担の少ない源泉徴収制度の導入がデジタルエコノミーのインセンティブとなり得ることも考えられる。すなわち、シェアリングエコノミーに対して源泉徴収制度を導入するためには、デジタルエコノミーの更なる進展により、源泉徴収されるデメリット以上に申告利便性の向上によるメリットが存在すべきであると考えられる。

(ホ) ギグワーカーの収入水準における効率性

プラットフォームを源泉徴収義務者としてギグワーカーへの支払に対して新たに源泉徴収を行うこととした場合、申告基準に満たないギグワーカーも一定の割合で存在すると考えられ、還付申告が増加して課税当局の負担が増えることが想定される。そのため、e-Tax の利用への誘導を積極的に行うなど、事務負担の軽減を行う工夫が必要である。また、申告水準に満たないギグワーカーの割合が高くなるほど、収納確保という点において効率性が低いと考えられ、源泉徴収制度導入の必要性が低いとも考えられる。

(ハ) 国外プラットフォームへの対応

プラットフォームの中には日本国内に PE（恒久的施設）を持たない事業者も存在するが、国外事業者に源泉徴収義務を課さないことにより、国内事業者との間で公平性を欠くことがないようにしなければならない。例えば、消費税のリバースチャージ方式における納税管理人のような登録制度を設けて、登録された納税管理人を通じて源泉徴収義務を負わせる等の検討が必要であると考えられる。国や地域を越えて行われる取引をいかに把握して正しく課税することは世界共通の課題であり、国内の対応だけでは不十分であるため、国際的な議論を踏まえた検討を行うことが求められる。

## ハ 法定調書導入における課題

課税当局にとっては、シェアリングエコノミーを通じて稼得される所得をいかに把握するかが大きな論点となる。個人同士がインターネットを介して取引を行うケースでは、所得の把握が非常に困難であるという問題があるが、無数の個人取引に対して法定調書の提出を求めることは、事務負担や適正な執行を担保するという点において現実的ではないため、事務能力、経理能力、財力を有するプラットフォームに対して法定調書の提出を求めることは合理性があると考えられる。

立法上及び執行上における困難性、公平性、効率性などの課題は、そもそも徴税自体を伴わない法定調書の導入においては、源泉徴収制度の導入と比べてはるかに小さい影響で済むと考えられる。また、プラットフォームに対する法定調書の導入により、プラットフォームの事務負担は増えるものの、源泉徴収制度を導入することに比べて負担は少ないと考えられることに加え、法定調書を課税当局だけでなくサービス提供者にも交付することにより、サービス提供者の申告利便性の向上を通じて、プラットフォームにもメリットがあると考えられる。プラットフォームにとってはサービス提供者に自らのプラットフォーム上で取引を行ってもらうことが重要であり、申告利便性の向上はサービス提供者にとってシェアリングエコノミーを利用するためのインセンティブの1つになり得ると考えられる。サービス提供者の申告利便性向上を通じてプラットフォームにもメリットをもたらすという点で、プラットフォームに対して法定調書の提出を義務化することは、源泉徴収制度の導入と比べて、ギグワーカーの適正課税実現に向けた効果的かつ効率的な方策であると考えられる。

## ニ OECD 及び諸外国の動向

OECD の勧告内容及び諸外国におけるシェアリングエコノミーに対する対応状況によると、上記(4)のとおり、主要国においては、同様の問題意識から法定調書によってプラットフォームや支払決済機関

等の事業者に対して情報の提出を求めるといった対応を行っている国が多く見受けられる。

また、諸外国におけるシェアリングエコノミーに対する源泉徴収制度の導入状況については、OECD の 2019 年の税務行政フォーラムのレポートでイタリアにおける個人の短期賃貸（民泊）の事例とメキシコにおける旅客輸送サービス及び食品配達サービスの事例が紹介されているものの、主要国においてはプラットフォームに対して源泉徴収義務を課すことよりも、法定調書によりプラットフォームに対して報告義務を課すことの方が一般的であり、多くの国において報告に係る範囲を拡大しつつあるのが現在の趨勢である。

我が国においては、一定の報酬等の支払に対して支払者が支払内容に関する資料を税務当局に提出する法定調書の仕組みが既に定着しており、プラットフォームにおいても現行法の中で既に報酬・料金等に係る法定調書の提出を行っていると考えられることから、シェアリングエコノミーにおけるプラットフォームに対する法定調書の提出義務について検討の余地は十分あると考えられる。

### 3 結論

シェアリングエコノミーに対する早急な源泉徴収制度の導入は、立法上及び執行上における困難性、公平性、効率性などの面からハードルが高く、まずは諸外国と足並みを揃えつつ、プラットフォームに対する法定調書の導入から始めるのが妥当であると考えられる。プラットフォームが 1 年間の取引金額を課税当局とギグワーカーの双方に提供する法定調書の導入は、課税当局にとってのギグワーカーの適正申告への有効な対応策になると考えられる。また、ギグワーカーにとって、法定調書の導入は、マイナポータルとの連携により申告利便性を向上させ、法定調書を基に申告することができるため、申告に不慣れであることに起因した申告漏れの減少につながる。更に法定調書の導入によって、プラットフォームがギグワーカーの申告利便性

の向上を支援することにより、ギグワーカーのプラットフォームへの参加が増加することが見込まれるため、プラットフォームにとってもメリットがあると考えられる。

結論としては、プラットフォームに対して法定調書の提出を義務付けることにより、ギグワーカーの申告利便性の向上、プラットフォームの取引拡大、課税当局における課税資料の収集の 3 点において、3 者が Win-Win の関係を構築することが望ましいと考える。

目 次

はじめに	25
第 1 章 シェアリングエコノミーについて	27
第 1 節 シェアリングエコノミーの概要	27
1 シェアリングエコノミーと従来型取引との違い	28
2 シェアリングエコノミーの分類	29
3 シェアリングエコノミーの取引形態	31
4 プラットフォーマーの役割	32
第 2 節 シェアリングエコノミーの特徴	33
1 マッチング処理	33
2 シェアリングエコノミーの特徴	34
3 プラットフォーマーによる情報収集	35
4 C to C 取引（個人間取引）	36
5 匿名取引	37
6 所有型社会から共有型社会への変化	37
7 社会的な課題解決への貢献	38
第 3 節 ギグワーカーについて	38
1 ギグワーカーの増加	38
2 現行法におけるギグワーカーの課税関係	39
3 ギグワーカーに対する所得課税の議論	39
第 2 章 源泉徴収制度及び法定調書について	43
第 1 節 源泉徴収制度の概要	43
1 源泉徴収制度の意義	43
2 源泉徴収義務者	44
3 源泉徴収の対象となる支払	44
4 源泉徴収制度に対する考察	45
第 2 節 源泉徴収制度の沿革	47

第 3 節	源泉徴収制度の考え方	48
1	源泉徴収義務の合憲性に関する議論	48
2	年末調整による納税意識の阻害	49
3	プライバシー保護の問題	50
第 4 節	法定調書の概要	50
1	法定調書の規定	51
2	法定調書の種類	51
3	法定調書の提出義務者	51
4	法定調書における本人確認義務	52
第 5 節	法定調書の沿革	52
第 6 節	法定調書の性格	53
第 3 章	諸外国の動向	54
第 1 節	OECD の動向	54
1	デジタルプラットフォームの報告モデルルールの公表 (2020 年 7 月)	55
2	報告モデルルールの概要	55
3	報告モデルルールの意義	57
第 2 節	EU の動向	58
第 3 節	ドイツの動向	59
第 4 節	米国の動向	59
第 5 節	豪州の動向	60
第 6 節	源泉徴収制度を導入している国々	60
1	イタリアの事例	60
2	メキシコの事例	61
第 4 章	ギグワーカーに対する適正課税に向けた論点整理	62
第 1 節	源泉徴収制度及び法定調書の導入方法	62
1	源泉徴収制度及び法定調書の導入イメージ	62
2	源泉徴収の対象となる決済取引が存在しないケース	63

第 2 節 源泉徴収制度導入における課題 .....	65
1 プラットフォーマーの追加負担 .....	65
2 立法上の困難性 .....	67
3 匿名取引への対応 .....	68
4 デジタルエコノミーと非デジタルエコノミーとの間の公平性 .....	69
5 ギグワーカーの収入水準における効率性 .....	70
6 国外プラットフォームへの対応 .....	71
第 3 節 法定調書導入における課題 .....	71
第 4 節 OECD 及び諸外国の動向 .....	72
結論 .....	74

凡 例

本稿で使用している法令等の略称は、次のとおりである。

なお、これらの法令等の規定は、特に記載のない限り、令和〇年〇月〇日現在のものに基づく。

《法令等》	《略称》
国税通則法・・・・・・・・・・・・・・・・	税通
所得税法・・・・・・・・・・・・・・・・	所得税
租税特別措置法・・・・・・・・・・・・	租特
行政事件訴訟法・・・・・・・・・・・・	行訴
行政不服審査法・・・・・・・・・・・・	行審



## はじめに

シェアリングエコノミーは、インターネット上のプラットフォームを仲介役として、サービス提供者とサービス購入者が、商品の売買（フリーマーケット・ネット通販）、不動産賃貸（民泊）、スキル・労働力の提供、宅配サービス、カーシェア等を行う新しい経済活動である。

近年、通信環境の発達を背景としたスマートフォンや SNS の普及、雇用の流動化の進展、社員の副業を認める会社の増加、テレワーク勤務の増加等により、シェアリングエコノミーの市場規模は大幅に増加している<sup>(1)</sup>。

こうした中、シェアリングエコノミーを利用して、終身雇用や年功序列といった長年我が国の主流となっていた働き方に捉われず、単発や短時間の契約で労務を提供するギグワーカーが増加している。ギグワーカーの増加は、本業であるか副業であるかを問わず、新たに税務申告が必要となる所得者が生じることから、申告漏れや課税漏れ等の問題が生じており、シェアリングエコノミー等の新しい経済活動に関する取引を行っている個人に対する税務調査における無申告・過少申告といった申告漏れ所得金額は、コロナ禍においても増加傾向にある<sup>(2)</sup>。ギグワーカーは税務申告に不慣れである場合も多いと見られ、意図的な無申告・過少申告だけでなく、そもそも税務申告が必要であるにもかかわらずその必要性を認識していないケースや所得金額の計算方法や申告の方法が分からないため申告していないというケースも多数あると思われる。

国税庁では、「情報収集・分析の充実」及び「効果的・効率的な適正課税確保

- 
- (1) 株式会社情報通信総合研究所＝シェアリングエコノミー協会「シェアリングエコノミー関連調査 2021 年度調査結果（市場規模、経済波及効果）」1 頁（情報通信総合研究所、2020）によると、シェアリングエコノミーの市場規模は、2018 年度の 18,874 億円から 2021 年度には 24,198 億円（約 28.2%増）となり、2030 年度は 142,799 億円まで拡大すると予想されている。
  - (2) 国税庁「令和 3 事務年度 所得税及び消費税調査等の状況（令和 4 年 11 月）」の「シェアリングエコノミー等新分野の経済活動に係る取引（調査状況）」によると、令和 3 事務年度の調査結果は、調査件数 839 件（対前年比 131.3%）、申告漏れ等の非違件数 756 件（対前年比 133.8%）、申告漏れ所得金額 116 億円（対前年比 123.4%）、一件当たりの申告漏れ所得金額 1,382 万円（対前年比 93.5%）であった。

策の実施」の観点から、事業者等に対する任意の協力要請などの法的な枠組みの活用、電子商取引に対するプロジェクトチームの設置、インターネット上の情報収集や資料情報システムなどの ICT の積極活用、適正申告のための環境作り、行政指導の実施、厳正な調査の実施等を行っているところである<sup>(3)</sup>。また、令和 2 年度税制改正においては、シェアリングエコノミーにより雑所得を生ずる場合に適正申告を行うための措置として、現金主義の特例制度、収支内訳書の添付義務制度及び現金預金取引等関係書類の保存義務制度が講じられ、令和 4 年度から施行されている。

しかしながら、今後もシェアリングエコノミーの拡大とともにギグワーカーが増加し、申告に不慣れな所得者が増加することが見込まれるため、それに対応していく必要があると考えられる。

シェアリングエコノミーに関する課税問題としては、プラットフォームとプラットフォームを利用して所得を稼得するサービス提供者の双方に対する課税問題があり、サービス購入者が事業者である場合はプラットフォームを通じて支払った代金に係る所得計算上の費用処理、サービス購入者が消費税の課税事業者である場合は消費税額計算上の仕入税額控除処理などが考えられるが、本稿では、シェアリングエコノミーに関する諸問題のうち、ギグワーカーに対する課税の確保を図るための方策として、プラットフォームに対する源泉徴収制度の導入等にポイントを絞って検討を行う。

---

(3) 国税庁「シェアリングエコノミー等新分野の経済活動への的確な対応」3～4頁(国税庁、2019)

# 第 1 章 シェアリングエコノミーについて

第 1 章ではシェアリングエコノミーの概要とその特徴について俯瞰する。

## 第 1 節 シェアリングエコノミーの概要

シェアリングエコノミーとは、内閣官房情報通信技術（IT）総合戦略室の定義によると、「個人等が保有する活用可能な資産等（スキルや時間等の無形のものを含む。）を、インターネット上のマッチングプラットフォームを介してほかの個人等も利用可能とする経済活性化活動」<sup>(4)</sup>とされている。需要と供給のマッチングは経済活動の基本と言えるが、シェアリングエコノミーはマッチングプラットフォーム上で極めて効率的にマッチング処理を実現している。

シェアリングエコノミーの代表例としては、様々なモノの売買を行うフリーマーケットアプリであるメルカリ<sup>(5)</sup>、いわゆる「民泊」を行う Airbnb<sup>(6)</sup>（エアビーアンドビー）、料理のデリバリーを行う Uber Eats<sup>(7)</sup>（ウーバーイーツ）などといったプラットフォームがある。

シェアリングエコノミーは、資産等を提供する者（サービス提供者）と資産等の提供を受ける者（サービス購入者）の双方にメリットがあると考えられている。サービス提供者からすると、従来は取引の対象として活用しづらかった

- 
- (4) 英語の「Sharing Economy」は「共有型経済」と翻訳され、忠実にカタカナ変換を行うと「シェアリング・エコノミー」のように 2 語のカタカナで表記されることとなるが、本稿では一般社団法人シェアリングエコノミー協会の表記に合わせて「シェアリングエコノミー」と表記することとする。
  - (5) 「メルカリ」は個人が簡単にモノの売買を行うことができるフリマーケットアプリであり、独自の不正監視や入金システムを通じて取引が行える。（<https://jp.mercari.com/>の説明に加筆）
  - (6) 「Airbnb」は泊まる場所を探す旅行者と、空き家・空き部屋を貸したい人をつなぐオンラインサービスである。（<https://www.airbnb.jp> より）
  - (7) 「Uber Eats」は米国の UBER が立ち上げたアメリカのオンラインフード・配達プラットフォーム。日本では UBER JAPAN 株式会社により運営されている。（<https://help.uber.com/>の説明に加筆）

個人の遊休資産等であってもインターネットを通じて需要者のニーズとマッチングする可能性が高まる。また、サービス購入者としても、プラットフォーム上の膨大な情報を比較・検討することにより自分のニーズに合う資産等を安く簡単に手に入れることができる。

## 1 シェアリングエコノミーと従来型取引との違い

最近では、例えば、テレビにおいても、シェアリングエコノミーのサービスに関するコマーシャルを目にする機会が増えてきた。また、シェアリングエコノミーの普及拡大に伴い、シェアリングエコノミーという用語以上に、個々のシェアリングエコノミーのサービスを提供するプラットフォームの知名度が上がり、そのサービスがシェアリングエコノミーであることを意識せずに利用していることも多いと思われる。

そもそも、シェアリングエコノミーとは、多数の個人から成る利用者が、ある場面ではサービス購入者となり、別の場面ではサービス提供者になり得る取引であり、市場への参加に当たっては利用者の属性に捉われることなく取引内容の自由度が非常に高い。例えば、従来型の店舗販売がインターネット販売に移行しただけであれば、事業者を中心としたサービス提供者と一般消費者を中心としたサービス購入者との関係性に変わりはない。一方、シェアリングエコノミーでは、単に事業者がインターネットを通じてサービスを提供するのではなく、インターネット上のプラットフォームを通じてサービス提供者とサービス購入者とをマッチングする機能が含まれているため、誰もが容易にサービス提供者にもサービス購入者にもなり得る。利用者同士を効率的に結び付けるプラットフォームは、従来型取引における優秀な営業マンのような目に見えない力を持っており、プラットフォームの存在がシェアリングエコノミーの大きな特徴である。

## 2 シェアリングエコノミーの分類

シェアリングエコノミーは、プラットフォームにおいて行われる事業の内容により以下の 5 つの種類に分類される。

No	種類	内容
1	空間	民泊、部屋貸しなど空きスペースの貸借を行う
2	移動	移動ツールの貸借や共同の移動を行う
3	スキル	スキルや労働力などの売買を行う
4	お金	社会的な企画や物作りにお金を出し合う
5	モノ	使っていないモノなどを売買・貸借を行う

※ 一般社団法人シェアリングエコノミー協会「シェアリングエコノミー領域MAP」から作成

### (1) 空間

空間のシェアリングエコノミーとは、インターネット上で、いわゆる「民泊」と呼ばれる旅行者に対して空き部屋などの貸し出しを始めとして、アパート、シェアハウス、空きテナント、会議室、レンタルスペース、スタジオ、駐車場、空き地等の賃貸を行うサービスである。民泊の発展形として、農泊と呼ばれる農村（漁村を含む）において我が国ならではの伝統的な生活体験や地元民との交流を行うことができる滞在型旅行などの企画も行われており、地域振興や旅行需要の掘り起こし策と結び付けた取組が行われている。

### (2) 移動

移動のシェアリングエコノミーとは、個人による旅客輸送サービスや長距離ライドシェアなどの相乗り（シェアエコノミー版のヒッチハイク）、法人や個人事業者が行うタクシーなどの旅客輸送サービス、個人が所有する自動車の貸し出しや法人によるレンタカー、カーシェアリング、シェアサ

イクルなどのサービスである。

### (3) スキル

スキルのシェアリングエコノミーとは、家事代行、家政婦派遣、買い物代行、子育て代行、子育てシェア、ペット預かり、WEB サイト作成、システム開発、動画作成・編集、音楽ナレーション作成、事務データ入力、ロゴ・イラスト作成、経理・会計、マーケティング企画、副業紹介、記事執筆、アンケート調査、通訳・翻訳、悩み相談、話し相手 etc. など、個人や法人のスキルやサービスの提供による様々な業務の請負である。

その業務内容は多種多様であり、インターネットを通じて不特定多数の者に対して仕事を依頼したりアイデアを募集したりするサービスの総称として、**crowd** (群衆) と **sourcing** (業務委託) の単語を組み合わせるクラウドソーシング<sup>(8)</sup>と呼ばれる。類義語のアウトソーシングが特定の業者に対して業務を委託するのに対して、クラウドソーシングはサービスの利用者がインターネットを介して受注者を公募し、不特定多数の者に業務を依頼する。本稿において、源泉徴収制度と法定調書の導入を検討するギグワーカーとは、シェアリングエコノミーのうち、主にスキルに係るサービス提供者を想定している。

### (4) お金

お金のシェアリングエコノミーとは、「サービス参加者が他の人々や組織、プロジェクトに金銭を貸し出す」<sup>(9)</sup>サービスであり、事業者やプロジェクト実行主体等の資金調達者が、インターネットを通じて不特定多数の資金提供者から資金拠出を受ける仕組みであるクラウドファンディングと同義とされる。

シェアリングエコノミーでは、一般的に個人が保有する遊休資産の活用

---

(8) ジェフ・ハウ『クラウドソーシング みんなのパワーが世界を動かす』12 頁 (早川書房、2009)

(9) 三菱総合研究所 社会 ICT イノベーション本部「ICT によるイノベーションと新たなエコノミー形成に関する調査研究」31 頁 (三菱総合研究所、2018)

が行われるところ、クラウドファンディングでは、個人が保有する余剰資金が活用され、他の個人や事業者やプロジェクト等に対して融通されるという点で、お金のシェアリングエコノミーとして位置付けられる。

お金のシェアリングエコノミーは、資金提供者に対する見返りの有無や見返りの種類により、資金提供者が資金調達者に対して金銭の寄付を行う寄付型（見返りなし）、事業やプロジェクトが実現した際に資金提供者が資金調達者から成果物である商品やサービスを受け取る購入型、資金提供者（出資者）が利子・分配金等の見返りを得たり株式投資の形態をとる仕組みである投資型に分類される<sup>(10)</sup>。

#### (5) モノ

モノのシェアリングエコノミーとは、いわゆるフリマアプリのような個人所有の中古品やハンドメイド製品の売買や貸し借りに代表される。近年では、プロのスタイリストが選ぶ洋服を定期的に借りられるサービスや人気ブランドの洋服を定額で借り放題となるサブスクリプション(定期利用、継続購入)の仕組みを取り入れたサービスも登場している<sup>(11)</sup>。

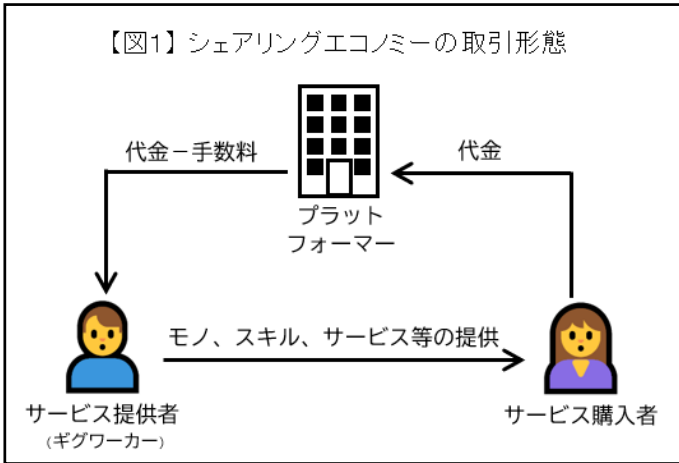
### 3 シェアリングエコノミーの取引形態

シェアリングエコノミーの基本的な取引形態は、図 1 のとおり、サービス提供者、サービス購入者及びプラットフォームの 3 者において、プラットフォームを仲介役として、サービス提供者とサービス購入者が取引を行うというものである。

---

(10) 佐藤淳「クラウドファンディングと既存金融 —企業の外部資金調達の「第 3 の道」—」野村資本市場クォーターリー2017 夏号 3 頁（野村資本市場研究所、2017）

(11) 矢富健太郎『シェアリングエコノミーの基本と税務』12～13 頁（第一法規、2022）



シェアリングエコノミーのプラットフォームを利用してスキル・時間等を提供する人をギグワーカー<sup>(12)</sup>というが、ギグワーカーは図1のサービス提供者に該当する。シェアリングエコノミーの普及・拡大は、雇用契約、終身雇用、年功序列といった従来型の働き方によらない、特定の会社や組織に属さずに、単発や短時間の契約で労務などを提供するギグワーカーが増加している一因となっている。

#### 4 プラットフォーマーの役割

シェアリングエコノミーの取引形態において中心的な役割を果たすのは、プラットフォームが運営するプラットフォームである<sup>(13)</sup>。シェアリングエコノミーにおいて実際にサービスを提供する主体は、プラットフォームではなく、あくまでも不特定多数の個人等のサービス提供者であり、サービス品質について、プラットフォームが責任を負うことはなく、シェアリン

(12) 「ギグワーカー (gig worker)」の由来は、音楽家がクラブやライブハウスなどでの演奏に一夜限りで参加することを意味する音楽用語「gig」である。

(13) 森信茂樹「シェアリング・エコノミー、ギグ・エコノミーの発達と税制の課題」ファイナンシャルレビュー令和2年第2号(通巻143号) 11頁(財務省財務総合政策研究所、2020)



グエコノミーではサービス提供者が責任を負うことが基本である<sup>(14)</sup>。

それにもかかわらず、プラットフォームがシェアリングエコノミーにおいて中心的な役割を果たすのは、プラットフォームが単に仲介業者として仲介手数料を稼得することにとどまらず、プラットフォーム上で行われた、契約、決済及び評価に関する情報を一元的に管理し自由に活用できるからである。

## 第 2 節 シェアリングエコノミーの特徴

シェアリングエコノミーは、インターネット上の電子情報を利用して取引を行うことから、以下のような特徴を持つ。

- ① 取引に係る時間・場所・利用者の自由度が高い
- ② データ検索及びマッチングが容易である
- ③ 匿名取引により個人情報を公開せずに取引が可能である
- ④ 代金決済が安全かつ確実である
- ⑤ サービス購入者とサービス提供者との相互評価により信頼性向上を図る

プラットフォームは、プラットフォームに蓄積された取引、決済、評価の情報を一元的に管理し自由に活用する。プラットフォーム内の取引が増えれば増えるほど、サービス提供者とサービス購入者に対するプラットフォームの影響力が大きくなるとともに、広告媒体としてのプラットフォームの価値が増し、多くの広告提供者を引き付けるという好循環が生まれる。

### 1 マッチング処理

シェアリングエコノミーの取引形態は、インターネット上のプラットフォームを仲介役として、財・サービスの需要者であるサービス購入者と供給者

---

(14) シェアリングエコノミー検討会議「シェアリングエコノミー検討会議中間報告書ーシェアリングエコノミー推進プログラムー」3 頁（内閣官房情報通信技術（IT）総合戦略室、2016）

であるサービス提供者を結びつけるものであるが、こういったマッチングを行うサービス自体は、従来から極めて狭い範囲で存在していた。

家庭教師を探している人を例にすると、インターネットが無い時代は、家庭教師をやりたい人が、例えば、スーパーの掲示板に、自分の名前、経歴、時給、PR、連絡先等を書いた短冊を貼付し、買い物帰りの主婦がその中から自分の希望に合う短冊を見つけ出し、我が子の家庭教師として雇うために該当者に連絡して交渉を行うというものである。当時、需要者と供給者のマッチングが行われる場合は、スーパーの掲示板でなければ、新聞や雑誌の読者コーナー、知り合いの口コミくらいで、その範囲は非常に狭く、むしろ第三者とのマッチングの場が提供されることよりも、この例で言うなら、家庭教師を探している個人が、家庭教師の派遣会社等の専門業者へ直接問い合わせを行うのが一般的であり、不特定多数の個人のサービス提供者が直接マッチング市場に登場する場面は極めて限定的であった。

## 2 シェアリングエコノミーの特徴

シェアリングエコノミーは、スーパーの掲示板と異なり、インターネット上の電子情報を利用することから、①大量の情報を掲載できること、②いつでも誰でもどこからでも利用可能であること、という大きなメリットがあるため、通信環境の発展とスマートフォンの普及を背景に、サービス提供者である世界中のギグワーカーがマッチング市場から簡単にサービス購入者を探すことができるようになった。

シェアリングエコノミーのメリットとして、③簡単かつ迅速なデータの検索及びマッチングが可能であること、④プラットフォーム毎に独自の決済機能が提供されていること、⑤サービス購入者とサービス提供者が相互に相手を評価した情報を公開して利用者へのガイダンスとして信頼性を向上させていることがあり、取引相手の選定、注文の発注、契約の締結、納品状況の確認、決済、取引相手の評価など、取引のほとんどの工程をインターネット上で行うことが可能である。

決済については、プラットフォームがサービス購入者から料金を預かり、サービス等の提供が完了したことを確認した上でプラットフォームが手数料を差し引いてサービス提供者に渡すというのが一般的である。シェアリングエコノミーでは、見ず知らずの個人同士が取引を行うことが多いところ、サービス提供者は、プラットフォーム経由で決済を行うことによりサービス購入者から契約どおりに代金が支払われるかということに関して安心して取引を行うことができる<sup>(15)</sup>。また、インターネット上で見ず知らずの相手と取引を行うことに際して、利用者同士が相互に評価し合う機能が提供されることにより、プラットフォームや取引に対する信頼性を向上させる。また、相互評価機能を通じて利用者が取引の質的な向上を心掛けることにより、プラットフォームの価値創造に貢献する。

### 3 プラットフォーマーによる情報収集

プラットフォームは、プラットフォームに蓄積された取引、決済、評価の情報を一元的に管理し自由に活用することができる。サイト閲覧者のサイト上での検索履歴を分析することにより、その消費行動に合わせて効率的な広告活動を行うことが可能となるため、掲載されているデータ量やサイト閲覧者の閲覧数が増加すればするほど、プラットフォームの広告媒体としての価値が増大する。

一方でプラットフォームは、⑧プラットフォームの取引相手のグループ間において大きなネットワーク効果を発揮することという特徴を持つ<sup>(16)</sup>。

一般的なプラットフォームのビジネスモデルにおいて、プラットフォームの取引相手となるグループとして、サービス提供者のグループ、サービス購入者のグループ、広告提供者のグループが考えられるが、それぞれのグループは相互に影響し合い、それぞれのグループの取引が増えれば増えるほ

---

(15) 矢富・前掲注(11) 25 頁

(16) 鈴木一水「シェアリングエコノミーの会計と税務」日税研論集 79 号「デジタル取引と課税 第 5 章」159 頁（日本税務研究センター、2021）

ど、他のグループとの取引にも好影響を与える。サービス提供者が増えれば増えるほど、その情報を求めてサービス購入者が増え、サービス購入者が増えれば増えるほど、広告提供者から見たプラットフォームの広告媒体としての魅力が増し、多くの広告提供者を引き付けるといった具合である<sup>(17)</sup>。

#### 4 C to C 取引（個人間取引）

シェアリングエコノミーによる影響の 1 つとして、個人間取引が飛躍的に増えることが挙げられる。例えば、メルカリは、サービス提供者が処分したいモノや売りたいモノをプラットフォームに登録し、それをサービス購入者が購入するというビジネスモデルであるが、メルカリではモノを出品するのも購入するのも原則として個人である<sup>(18)</sup>。

実店舗におけるモノの売買のような伝統的な取引では、サービス提供者は、法人や個人事業者など、ビジネスとしてそのサービスを提供している専門業者であることが一般的であり、B to C 取引あるいは B to B 取引が基本であった。実店舗における取引では、個人がサービス提供者となるためには、店舗、在庫商品及び従業員などの事業用資産や人員の準備や営業及び決済のノウハウ等が必要となるところ、シェアリングエコノミーのプラットフォームを利用することにより容易に市場に参加することができる。また、販売用商品の仕入に関しても、サービス提供者が自身で保有している不要品等を販売するため、ラインナップされた在庫商品や仕入用の資金を用意する必要がない。プラットフォームは、無数の個人によって構成されるサービス提供者及びサービス購入者がプラットフォームへ参加することを通じて自らの商業圏を拡大することが可能となる。

---

(17) 鈴木・前掲注(16) 159 頁

(18) メルカリ公式サイト ([https://recore-pos.com/column\\_post/mercari-sole-proprietor/](https://recore-pos.com/column_post/mercari-sole-proprietor/)) では、法人や個人事業主にはメルカリを推奨せず、「メルカリ Shops」を利用することを推奨している。メルカリ Shops には、① 1 商品に対して複数の在庫・種類を登録可能、② 値下げ交渉を回避可能、③ 商品発送時の売上計上（メルカリより売上計上のタイミングが早い）、④ 初期費用や月額利用料が不要（メルカリと同じ）という利点がある。

なお、シェアリングエコノミーにおいては、B to B 取引、B to C 取引、C to B 取引及び C to C 取引のいずれも起こり得るが、C to B 取引又は B to B 取引のうち一定のものが源泉徴収の対象となり得る<sup>(19)</sup>。

## 5 匿名取引

シェアリングエコノミーでは、提供されたモノやサービスの受け渡しとそれに対応する決済が安全かつ確実に行われることが大きな関心事である一方で、サービスの提供と決済さえ行われてしまえば、サービス提供者にとってもサービス購入者にとっても取引相手がどこの誰かということさはさほど重要ではないため（税務当局にとっては大きな関心事であるが）、匿名による取引が可能となっている。また、ネットオークションのように、取引の性格上、匿名取引を前提としているサービスも存在する。

サービス提供者とサービス購入者は匿名のままプラットフォームを介して連絡を取り合い代金を決済し、モノの配送も匿名で行うことも少なくない。個人情報を他人に開示せず匿名で取引を行うことができることはシェアリングエコノミーの拡大要因の 1 つであるといえる。

## 6 所有型社会から共有型社会への変化

シェアリングエコノミーは、モノ、スペース、移動手手段、労働力、時間、お金など、個人や法人の遊休資産や余剰資産が有効活用され、他者へ貸与又は譲渡される。サービス提供者は、遊休資産や余剰資産から収入を得ることが可能となり、サービス購入者は、新品を買ったり借りたりするよりも安く入手できることから、お互いに Win-Win の関係になる。また、バブル崩壊、リーマンショック、コロナ禍等による不景気や景気停滞を経たことに加

---

(19) 具体的には、サービス提供者が個人（C）又は個人事業者（B）で、かつサービス購入者が法人又は個人事業者（B）（⇒給与所得について源泉徴収義務を有する個人事業者）である場合のうち、原稿料、デザイン料、芸能・スポーツ・知識等の指導料など、所法 204①の各号に規定する報酬・料金の支払に該当した場合、サービス購入者に源泉徴収義務が生じる。

え、人口の減少と消費の多様化により、これまでのような量的な成長を前提とした大量生産・大量消費の規模の生産性に基づいた価値観が見直されている中で<sup>(20)</sup>、シェアリングエコノミーは大きな脚光を浴びている。

## 7 社会的な課題解決への貢献

シェアリングエコノミーは、働き方改革、子育て支援、地域活性化、労働力不足の解消、空き家の解消といった個別の課題から SDGs の実現といったより大きな問題に至るまで様々な社会問題の解決に有益な事例が多数報告されている<sup>(21)</sup>。例えば、育児・家事などのシェアサービス提供による子育て支援、コストシェア型相乗りやオンデマンド型の送迎マッチングサービスによる地域移動手段の確保、空き家の民泊活用による観光需要の掘り起こしなど、多数の活用事例があり、全国各地でシェアリングエコノミーを利用した取組が行われている。シェアリングエコノミーへの税制上の対応を検討するに当たっては、適正課税の実現を目指すと同時に、シェアリングエコノミーの普及拡大を阻害しないようにすることにも配慮する必要がある。

## 第3節 ギグワーカーについて

### 1 ギグワーカーの増加

シェアリングエコノミーの拡大により、個人がプラットフォームを通じて容易に労務提供を行えるようになったため、ギグワーカーが増加している。また、副業を認める企業の増加など、働き方改革に向けた動きもギグワーカーの増加を後押ししている。ギグワーカーの収入は原則として源泉徴収の対象とならないため、確定申告の義務を負うところ、申告や経理に不慣れなギ

---

(20) 中井徹「消費意識の新潮流に対する考察と中小企業への展開」商大ビジネスレビュー 第6巻第1号 119頁（兵庫県立大学大学院社会科学研究所 経営専門職専攻（経営専門職大学院）、2016）

(21) 内閣官房シェアリングエコノミー促進室「シェア・ニッポン 100 ～未来へつなぐ地域の活力～」14～26頁（内閣官房、2019）

グワーカーも多く、ギグワーカーに係る適正申告の確保と課税当局による実態把握は今後の大きな課題となっている。

## 2 現行法におけるギグワーカーの課税関係

ギグワーカーは、サービス提供の対価として得た報酬が収入となる。ギグワーカーの収入は所得税及び消費税の課税対象となり、所得税については事業所得に該当するかどうかにより事業所得又は雑所得に区分され、事業所得に該当する場合、その事業により生じた損失については損益通算の対象になる。給与所得者が副業としてギグワーカーの業務を行っている場合、給与所得以外の所得金額が 20 万円以下の場合には申告不要である。また、サービス購入者が法人又は個人事業者で一定の条件を満たす場合、サービス購入者に源泉徴収義務が生じる場合がある。源泉徴収された税額はギグワーカーが確定申告を行うことにより年税額が確定し精算される。シェアリングエコノミーにおいては、サービス購入者が事業者でない一般の個人であることが少なくないので、サービス購入者に源泉徴収義務が生じるケースは少ないと考えられる。

## 3 ギグワーカーに対する所得課税の議論

国民の働き方が変化しつつある中、現行の所得税制において、給与所得者と事業所得者（又は雑所得者）との間で課税上の公平性に問題があるという議論がある<sup>(22)</sup>。給与所得者は、実額経費より手厚いとされる給与所得控除を受けていること<sup>(23)</sup>に加えて、源泉徴収及び年末調整により煩雑な申告手続が不要となっている。一方で、ギグワーカーは、基本的にプラットフォームやサービス購入者との間で雇用関係を結んでおらず単発の請負契約であるこ

---

(22) 森信・前掲注(13) 15 頁

(23) 税制調査会「税制の抜本的見直しについての答申」（昭和 61 年 10 月）30 頁、税制調査会基礎問題小委員会「個人所得課税に関する論点整理」（平成 17 年 6 月）3～4 頁

とが一般的であるため、ギグワーカーの所得は、事業規模に応じて事業所得又は雑所得に区分されるが、いずれにしても経費を実額計算して確定申告を行う必要がある。

近年、ギグワーカーやフリーターなど短期的・流動的な就業形態が増加し、在宅勤務が奨励されるなど、雇用形態が多様化しているが、ギグワーカーとプラットフォームとの間の従属性及び非独立性の態様から、同じ勤労性所得でありながらも給与所得と事業所得のどちらに該当するか判別が困難な場合がある。過去の税制調査会においても「今後、さらなる ICT 化の進展等により、働き方が一層多様化すると見込まれることや世代内・世代間の公平性を確保する必要性を踏まえれば、現行の所得分類による税制上の取扱いの差を解消することが重要になるものと考えられる。」<sup>(24)</sup>と指摘されている。勤労者の働き方の変化に伴い、給与所得者とギグワーカーとの間で、手厚い給与所得控除に起因した所得計算上の隔たり及び源泉徴収及び年末調整の有無に起因した申告手続に係る事務負担の隔たりが顕在化しつつある。

#### イ 所得計算上の公平性

所得税法は、所得をその性質に応じて 10 種類に分類し、それぞれの所得種類に応じた計算方法により所得金額が計算され、その際、所得種類毎に所得計算を適正かつ公平に行うために、所得種類毎の担税力を勘案して計算方法が定められている<sup>(25)</sup>。自己の計算と危険において独立して営まれ、営利性、有償性を有し、かつ反復継続して遂行する意思と社会的地位とが客観的に認められるとされる事業所得者<sup>(26)</sup>と比べて、給与所得者は、雇用主の指揮命令に服して役務提供を行うことから、立場が脆弱で失業などの不安定性にさらされているほか、雇用主に拘束を余儀なくされ、給与以外の収入を稼得することが困難であると考えられていたことから、給与所得

---

(24) 第 16 回税制調査会（2017 年 11 月 20 日）資料「経済社会の構造変化を踏まえた税制のあり方に関する中間報告 2」12 頁（政府税制調査会、2017）

(25) 金子宏『租税法（第二十四版）』221 頁（弘文堂、2022）

(26) 最判昭 56 年 4 月 24 日民集 35 卷 3 号 672 頁



者に適用される給与所得控除は、一般的に実額の経費よりも手厚くなっている。

東京都労働委員会から UBER EATS の配達員を労働組合法上の労働者とする法的判断が示され、UBER EATS の運営会社などに対して配達員の労働組合と団体交渉に応じるよう命令された事例<sup>(27)</sup>があるが、税法上は、UBER EATS の配達員に対する支払は、UBER EATS と配達員との雇用契約等に基づき使用者の指揮命令に服して提供した労務の対価とは言えないので、給与所得には該当しないと考えられる。UBER EATS の配達員など、ギグワーカーによっては、プラットフォームとの間で雇用契約は結んでいないものの、拘束性や指揮監督の点から給与所得者に近い勤務形態を有することに加え、そもそも副業を認める企業の増加など、雇用主による給与所得者に対する従属性が緩和される傾向も見受けられる。

については、労働組合法の観点から UBER EATS の配達員を労働者と認めることの可否を争った問題と同様に、給与所得者が手厚い給与所得控除を受けていることを踏まえて、我が国における労働者の働き方の変化に応じて、税法においてもギグワーカーの勤務形態に応じた所得の計算方法を検討していくことは今後の課題であると考えられる。

#### ロ ギグワーカーの源泉徴収及び年末調整

事業所得のうち役務提供の対価として稼得される所得は、労務の対価であるという点で給与所得と同じ性質を持っているが、給与所得が雇用契約に基づき使用者に従属して提供した労務の対価であるのに対し、事業所得は自己の危険と計算に基づく独立性と営利性を有する所得であるという違いがある<sup>(28)</sup>。給与所得者は収入を得る相手が雇用先のみであることを前提に、雇用先において従業員として年末調整が行われるのであるが、事業所得者はそもそも収入を得る相手先が1か所とは限らないことに加え、事業内容が多様でありかつ経費が一定でないため、給与所得者における給与所

(27) 令和 4 年 11 月 25 日付 日本経済新聞

(28) 最判昭 56 年 4 月 24 日第二小法廷判決民集 35 卷 3 号 672 頁

得控除のような概算の控除計算は用意されておらず、必要経費を実額計算で計上する必要があるという点からも年末調整を行うことは困難であると考えられる。そのため、制度上の対応ではなく、ギグワーカーの申告利便性を向上させ申告手続に係る負荷を減少させることにより不公平感を抑えるという対応が考えられる。例えば、法定調書の制度を導入し、支払者であるプラットフォームが法定調書を税務署に提出するだけでなく、本人に対しても法定資料と同じ内容の資料を電子交付し、**e-Tax** で申告を行うことにより申告利便性を向上させることが考えられる。

## 第 2 章 源泉徴収制度及び法定調書について

シェアリングエコノミーに対する源泉徴収制度及び法定調書の導入を検討するに当たって、我が国における源泉徴収制度及び法定調書の意義並びに沿革について俯瞰する。

### 第 1 節 源泉徴収制度の概要

#### 1 源泉徴収制度の意義

所得税は、所得を稼得した者が自分自身でその年の所得金額とそれに対応する税額を計算し、これらを自主的に申告して国に納付する、いわゆる「申告納税制度」が建前とされているが、これと併せて特定の支払については、その支払を行う際に支払者が所得税を徴収して納付する源泉徴収制度が採用されている。

源泉徴収制度は、①給与や利子、配当、税理士報酬などの支払を行う者が、②その支払を行う際に所定の方法により源泉徴収税額を計算し、③支払金額からその源泉徴収税額を差し引いて国に納付するというものである。また、復興所得税に関して、平成 25 年 1 月 1 日から令和 19 年 12 月 31 日までの間に生じる所得のうち、源泉徴収の対象とされている所得については、所得税の源泉徴収を行う際に、復興特別所得税を併せて徴収し、徴収した源泉徴収税額と併せて納付することとされている。

これらの制度により源泉徴収された所得税及び復興特別所得税の額は、源泉徴収だけで納税義務が完結する源泉分離課税とされる利子所得などを除き、例えば、報酬・料金等に対する源泉徴収税額については確定申告により、また、給与に対する源泉徴収税額については、通常は年末調整を通じて精算される仕組みとなっている<sup>(29)</sup>。

---

(29) 国税庁「令和 5 年版 源泉徴収のあらまし」第 1 1 頁（国税庁、2023）

源泉徴収制度は、申告納税制度の補完手段であり、最終的には確定申告や年末調整による精算手続を必要とするものであるが、給与所得については、原則として源泉徴収と年末調整だけで課税関係が完結するため、課税当局及び納税者の双方にとって非常に効率的な徴収手続であり、我が国の安定的な税源確保に大きく貢献している。

## 2 源泉徴収義務者

源泉徴収制度において、源泉徴収に係る所得税や復興特別所得税を徴収して国に納付する義務のある者を源泉徴収義務者という。源泉徴収の対象とされる支払を行う者は、それが法人や協同組合である場合はもちろん、学校、官公庁であっても、また、個人や人格のない社団等であっても全て源泉徴収義務者となる<sup>(30)</sup>。

ただし、常時 2 人以下の家事使用人のみに対して給与の支払をする個人は、支払う給与や退職手当について源泉徴収は要しないこととされている<sup>(31)</sup>。また、給与所得について源泉徴収義務を有する個人以外の個人が支払う弁護士報酬などの報酬・料金等については、源泉徴収を要しないこととされている<sup>(32)</sup>。

源泉徴収義務者は、源泉徴収義務者自身が負担すべき所得税を納付するのではなく、源泉徴収の対象となる支払を受ける者が負担すべき所得税を、その者に代わって納付する役割を持っている。

## 3 源泉徴収の対象となる支払

源泉徴収の対象となる支払の範囲は、利子等、配当等、給与等、退職手当等、公的年金等、報酬・料金等、定期積金の給付補填金等、保険業法に規定する生命保険会社、損害保険会社等と締結した保険契約等に基づく年金、匿

---

(30) 所法 6、復興財確法 8②

(31) 所法 184、200

(32) 所法 204②二

名組合契約に基づく利益の分配、特定口座内保管上場株式等の譲渡による所得等、懸賞金付預貯金等の懸賞金等、割引債の償還差益、割引債の償還金に係る差益金額に分類される。また、内国法人、非居住者・外国法人が支払を受ける場合は、源泉徴収の対象範囲は、居住者が支払を受ける場合の範囲とそれぞれ異なっており、源泉徴収の対象となる支払は多岐にわたる<sup>(33)</sup>。

上記の支払が、源泉徴収の対象とされていることについては、以下の理由があると考えられている<sup>(34)</sup>。

- ① 納税者からの自主的申告納税を期待することができず、支払段階で源泉徴収しておかないと所得税の徴収が困難となるような所得は源泉徴収の対象とし、納税者からの自主的申告納税が全く期待し得ないわけではないが、源泉徴収をしておいた方が納税者にとっても税務当局にとっても能率的でわずらわしくないような所得は源泉徴収の対象とした方がよい（非居住者の所得が好例）。
- ② 受取人がその収入の中から支払う必要経費の割合が一定しないというような種類の所得は、源泉徴収に適さない（利子、配当、給与、退職、自由職業者の所得などは、源泉徴収の対象に適する。）。
- ③ 所得の支払者の事務能力、経理能力、財力が十分でない場合には、源泉徴収をさせるのに適さない（家事使用人のみに対して支払う給与など）。

#### 4 源泉徴収制度に対する考察

早稲田大学の渡辺徹也教授は、申告や徴収納付に係るコストを誰に負担させるべきかという観点から源泉徴収制度を見た場合、①就業形態の多様化によって昭和 37 年判決<sup>(35)</sup>で示された「特に密接な関係」は希薄化しているこ

(33) 所法 181、183、199、203 の 2、204、207、210、174、212 など

(34) 林大造『所得税の基本問題』238 頁（税務経理協会、1966）

(35) 最判昭 37 年 2 月 28 日刑集 16 卷 2 号 212 頁において、徴収確保の必要性が認められ、源泉徴収の方法を採用することが不合理ではないと認められる場合に、納税義務者と特別の関係（特に密接な関係）があり、租税の徴収につき便宜を有する者に源泉徴収義務を課すことは憲法 14 条には違反しないと解されている。

と、②デジタル化によって申告等に係るコストそのものを減少させることが可能になったこと、③国際化により源泉徴収の果たす役割が広がることに伴い、国際的二重課税や源泉徴収義務者の負担増が懸念されること、を踏まえて源泉徴収制度（年末調整を含む）のあり方については、再検討を行う時期に来ていると指摘している<sup>(36)</sup>。

例えば、給与所得者の多くがギグワーカーとして副業を行い、ギグワーカーとしての所得金額が年間 20 万円を超えることが珍しくない社会になれば、年末調整だけでは所得税の課税関係が完結せず確定申告が必要となる給与所得者が増加する。その場合、せっかく主たる給与所得に対して年末調整を行っても、結局は給与所得とギグワーカーとしての所得を合算して確定申告を行う必要が生じるのであるから、申告利便性（申告する必要がないという利便性）の観点からは、年末調整の有用性が減少していると言える。

他方、副業を行わない、あるいは副業に係る年間所得が 20 万円以下の給与所得者が存在する以上、年末調整の作業がまったく無駄であるとは言えず、依然として所得税の徴収漏れを抑制するための社会的なニーズが存在するとも考えられる。また、そういった社会的なニーズがあることに加え、新たな税制を定着させるための労力や国民が年末調整制度に対する理解やノウハウを既に有していることを勘案すると、昭和 22 年に我が国に導入されて以来、会社や個人事業主の間で定着している年末調整制度を無くして後戻りできないようにすることは、賢明ではないとも考えられる。

その点、渡辺教授が提唱する、選択的年末調整とラフな源泉徴収制度の導入<sup>(37)</sup>は、現行の年末調整制度を残しつつ選択制により給与所得者の主体的な申告を促すことができるという点で非常に優れていると考えられる。

選択的年末調整の実現に関しては、現行法においても、「国内において給与の支払を受ける居住者は、原則としてこの申告書を提出しなければならない

---

(36) 渡辺徹也「源泉徴収制度の現代的意義と課題」税研 2020.1 (No.209) 32 頁（日本税務研究センター、2020）

(37) 渡辺・前掲注(36) 35 頁

い<sup>(38)</sup>」とされている「給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」の提出を仮に給与所得者が失念していた場合、年末調整が行われず確定申告を選択したのと同じような状態になる一方で、毎月の給与に対する源泉徴収税額の計算が税額表の乙欄で行われるため、年間の確定税額に比して毎月の源泉徴収税額が過大になってしまう<sup>(39)</sup>。

例えば、給与所得の源泉徴収税額表の甲欄と乙欄の間に新たに区分を設けて、本来甲欄適用となる給与所得者が「給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」において新区分を選択することにより、現在の源泉徴収制度の枠組みを変えることなく、希望者が自分の意思で年末調整の代わりに確定申告を行えるようになるとともに、例えば、被雇用者が雇用者に対して扶養関係等のプライバシー情報の必要以上の開示を望まないといった個々の要望にも応えることもできると考えられる。

## 第 2 節 源泉徴収制度の沿革

我が国の源泉徴収制度は、明治 32 年に公社債の利子（第二種所得）に対して導入されたのが始まりである。給与所得については、昭和 15 年に分類所得税制における「勤労所得」のうち甲類所得に対して 6%の比例税率による源泉所得税が課された。この時代の源泉所得税は、いわゆる源泉分離課税であるが、あらかじめ納付した源泉所得税額に対して確定税額を算出し、申告・納付する際に精算するという所得税の前取りという考え方が導入されたのは昭和 22 年の所得税の改正からである。昭和 22 年に我が国における源泉徴収制度及び年末調整制度の原型である、①毎月の給与に対する源泉徴収の手続、②給与所得者の扶養控除等申告書の提出、③源泉徴収税額表の新設、④年末調整の手続が

---

(38) 所法 194①

(39) 給与所得の源泉徴収税額表（令和 5 年度）の月額表によると、その月の社会保険料控除後の給与等の金額を 30 万円であるとする、甲欄で扶養親族等の数が 0 名の場合、源泉徴収税額が 8,420 円となるところ、乙欄では、53,700 円となる。

導入され、昭和 24 年のシャープ勧告において、年末調整の対象となる金額を最小限に止めること及び年末調整はできるだけ速やかに税務署へ移管すべきであることが勧告されたものの、基本的な仕組は現在も変わっていない<sup>(40)</sup>。

報酬・料金等に対する源泉徴収制度は、昭和 19 年の所得税の改正により、①日雇労働者・大工・左官等の報酬、②外交員・集金人等の報酬、③原稿・作曲等の報酬、著作権の使用料、講演の謝礼など、限定列举という形で源泉徴収の対象となる支払が規定され、その後も社会経済の動向に対応しながら、その範囲を継続的に拡大してきた。我が国における源泉徴収制度の沿革の概要は別紙 1 のとおりである<sup>(41)</sup>。

### 第 3 節 源泉徴収制度の考え方

源泉徴収制度は、受給者（本来の納税義務者）の納税義務の確定の前段階において、当該納税義務者の支払うべき税額の一部を支払者（源泉徴収義務者）に徴収させ、これを国に納付させるものである<sup>(42)</sup>。すなわち、源泉徴収制度は、安定的かつ確実に徴税することを目的として、本来国が行うべき徴税を源泉徴収義務者に代行させるものであり、我が国では、給与、弁護士報酬や原稿料など特定の報酬・料金、利子や配当などが源泉徴収の対象とされている。源泉徴収は、その徴収時に源泉徴収すべき義務が客観的に存在しているとともに、徴収すべき金額が明確に算定できることを前提としている<sup>(43)</sup>。

#### 1 源泉徴収義務の合憲性に関する議論

給与等の支払者に対して源泉徴収義務を課すことが憲法 14 条で規定する法の下の平等に違反しないと言えるか問題となったものであるが、徴収確保

---

(40) 植松守雄『注解所得税法（六訂版）』1506～1508 頁（大蔵財務協会、2019）

(41) 植松・前掲注(40) 1509～1510 頁

(42) 田中治「源泉徴収制度等の存在理由」税法学 571 号 138 頁（日本税法学会、2014）

(43) 田中・前掲注(42) 140 頁



の必要性が認められ、源泉徴収の方法を採用することが不合理ではないと認められる場合に、納税義務者と特別の関係（特に密接な関係）があり、租税の徴収につき便宜を有する者に源泉徴収義務を課すことは憲法 14 条には違反しないと解されている<sup>(44)(45)</sup>。

また、本来の納税義務者ではない者に対して源泉徴収義務を課すことが憲法 29 条第 3 項で規定する財産権の侵害に該当しないかどうかという点に関して、源泉徴収義務者における徴収納付義務の履行に必要な経済的負担が過大ではないかということも争われた。本来の納税義務者ではない者に補償を与えることなく源泉徴収義務を課すことが、憲法 29 条第 3 項で規定する財産権の侵害に当たらないかが問題となるが、源泉徴収義務の履行に必要な経済的負担は、源泉徴収義務者の経営規模や収入金額に比較すれば僅少で、財産権の内在的制約の範囲内にあると考えられるため、憲法 29 条第 3 項に違反しないと解されている<sup>(46)(47)</sup>。

## 2 年末調整による納税意識の阻害

源泉徴収制度が、年末調整と併用することにより、給与所得者の大半が確定申告を行わず雇用者との間の源泉徴収で納税が完結していることが、国民の納税意識の向上を阻害しているという議論がある<sup>(48)</sup>。これは民主主義的な租税制度の観点からは、国家は主権者である国民自身によって財政的に支えられるべきものであるから、国民が自らの責任において自らの税額を計算し、自らの責任においてそれを納付する制度が好ましい<sup>(49)</sup>とする考えである。平成 12 年度税制調査会では、「年末調整は、納税者の手続を簡便化し、納税に

---

(44) 金子・前掲注(25) 1018 頁

(45) 最判昭 37 年 2 月 28 日刑集 16 卷 2 号 212 頁

(46) 金子・前掲注(25) 1019 頁

(47) 前掲注(45) 212 頁

(48) 日本税理士会連合会税制審議会「源泉徴収制度のあり方について 一令和元年度諮問に対する答申一」9 頁（日本税理士会連合会、2020）

(49) 金子宏「わが国の所得税と源泉徴収制度 一その意義と沿革一」日税研論集 15 号 48 頁（日本税務研究センター、1991）

係る社会的な費用をできる限り最小化する仕組みとして評価できるものと考えられ、年末調整に代えて確定申告の途を広げていくとすれば、納税者の申告の事務負担や税務行政の定員・経費が増加することに留意しなければなりません。」としつつも、一方で「この点に関し、サラリーマン自らが年末調整の代わりに申告によって税額の精算、確定を行うことは、社会の構成員として社会共通の費用を分かち合っていく意識を高める観点から重要であると指摘されている。」としている<sup>(50)</sup>。

### 3 プライバシー保護の問題

プライバシー保護の観点から、給与所得者が雇用主に対して結婚や扶養の有無などの個人情報を提供することは好ましくないという考えもある<sup>(51)</sup>。もっとも、雇用者と給与所得者の間のプライバシー問題は税制だけでなく各種社会保険制度にも同様の存在していると考えられるが、我が国における給与所得者の働き方や雇用者と給与所得者との間の関係性の変化に伴い、職場における雇用者のプライバシー情報の取り扱いに関して将来的に見直しを行うべきポイントが存在していると考えられる。

## 第 4 節 法定調書の概要

我が国の法定調書は、大正 2 年の「給与の支払に係る調書」の創設から始まり<sup>(52)</sup>、現在では 60 種類に及ぶ。我が国の法定調書の概要について以下に記載する。なお、本稿では、法定調書と法定資料という 2 つの類似語に関して、法定調書に統一して表記することとする。

---

(50) 政府税制調査会「わが国税制の現状と課題 - 21 世紀に向けた国民の参加と選択 -」第二 - 13.(3)141 頁 (内閣府、2000)

(51) 渡辺徹也「申告納税・源泉徴収・年末調整と給与所得」日税研論集 57 号『人的役務と所得税』142 頁 (税務経理協会、2006)

(52) 渡邊恭宏「近年の租税訴訟を視点とした税法解説 第 2 版」43 頁

## 1 法定調書の規定

法定調書の規定に関して、所得税法では、一定の取引等の対価等の支払をする者に対して、一定の様式によりその取引等の内容について、所轄の税務署に提出する義務及びこの義務に反した場合の罰則が定められている。所得税法ではこの所轄の税務署に提出する書面を「支払調書」として規定しており、同様の規定が相続税法及び租税特別措置法にも定められている。また、内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律の規定（以下「国外送金等調書法」という。）において財産債務調書及び国外財産調書について定められている。

これらの規定により税務署に提出が義務付けられている資料を総称して「法定調書」という。

## 2 法定調書の種類

法定調書は、所得税、相続税法、租税特別措置法及び内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律の規定（以下「国外送金等調書法」）により提出を義務付けられておりその種類は 60 種類に及ぶ<sup>(53)</sup>。そのうち、例えば給与所得の源泉徴収票のように、支払者に対して、その支払内容等を記載して税務署に提出することが義務付けられたものは 58 種類あり、残りの 2 種類の法定調書は、国外送金等調書法により個人に対して規定されている財産債務調書及び国外財産調書である。

## 3 法定調書の提出義務者

支払者に対して、その支払内容等を記載して税務署に報告することが義務付けられている 58 種類の法定調書については、例えば、報酬・料金等の支払があった場合、支払者が個人でかつ給与所得の源泉徴収義務が免除されている者である場合は法定調書の提出義務者から除外されるため、個人のうち法

---

(53) 令和 4 年 5 月 1 日現在法令等

定調書の提出義務があるのは個人事業者で給与所得の源泉徴収義務を有する者に限られる。一方で、財産債務調書及び国外財産調書は、提出を義務付けられた個人が自分自身の財産や債務の内容等を税務署長に提出しなければならないとされている。

#### 4 法定調書における本人確認義務

提出される法定調書の記載事項の正確を期するため、利子・配当の受領者や株式等の譲渡代金等のうち一定のものについて、マイナンバーカードなどの公的書類を支払者に提示することにより、自身の氏名等を告知する義務が課されている。また、支払者には告知された内容が提示された公的書類に記載されたものと同じであるかどうかを確認する、いわゆる本人確認義務及びその関係書類や帳簿等を保存する義務が課されている。

### 第 5 節 法定調書の沿革

我が国においては、大正 2 年の「給与の支払に係る調書」の創設から始まり<sup>(54)</sup>、法定調書の種類は戦後一貫して増加の傾向をたどっている。昭和 24 年 4 月現在においては、わずかに、利子等の支払調書、配当等の支払調書、報酬・料金等の支払調書、信託の計算書、源泉徴収票（以上所得税法）、生命保険金受取人別支払調書（相続税法）の 6 種類にすぎなかったが、現在では、所得税法 43 種類、相続税法 5 種類、租税特別措置法 8 種類、国外送金等調書法 4 種類の計 60 種類に及ぶ。

取引を通じて一定の支払が発生した場合に提出が義務付けられる法定資料は、所得税法、相続税法及び租税特別措置法に 58 種類が規定されている。

一方で、個人の資産に対する調書として、平成 9 年 5 月に国外送金等調書法が制定され、国外送金等に係る告知書及び調書（以下「国外送金等調書」とい

---

(54) 渡邊・前掲注(52) 43 頁

う。)の提出制度が施行された。その後、平成 24 年度改正では国外財産に係る調書(以下「国外財産調書」という。)、平成 26 年度改正では国外証券移管等に係る告知書及び調書(以下「国外証券移管等調書」という。)、平成 27 年度改正では財産債務に係る調書(以下「財産債務調書」という。)の提出制度がそれぞれ設けられた<sup>(55)</sup>。

## 第 6 節 法定調書の性格

特定の支払者に対して義務付けられている法定調書は、大正 2 年の「給与の支払に係る調書」の創設以来、個人・法人の所得金額の把握や相続財産の把握を目的として、経済取引等における対価の支払者(個人・法人)が相手方(個人・法人)の承諾を得ることなく、第三者である相手方に対する支払内容を税務署に報告しなければならない制度であり、違反すれば罰則が適用される、いわゆる「通報制度」に該当する<sup>(56)</sup>。

また、国外送金等調書及び財産債務調書は、納税者が自分自身の財産等の状況を税務署に調書として提出する自主申告の性格を持つ。

法定調書は、いずれも我が国の税制において、適正課税の実現を目的として支払者又は財産等の保有者に対して提出が義務付けられている制度である。

---

(55) 渡邊・前掲注(52) 43 頁

(56) 渡辺正弘=佐藤和助「図解と Q & A で実例がわかる法定調書のすべて」100 頁(大蔵財務協会、2022)

## 第 3 章 諸外国の動向

次にシェアリングエコノミーに対する諸外国の動向について俯瞰する。シェアリングエコノミーは、国境を越えてサービス提供が行われることがあるというだけでなく、デジタルプラットフォームには国内事業者と国外事業者が混在していることから、ギグワーカーに対する適正課税を実現するためには、国内事業者と同様に国外事業者への対応を適切に行うことが非常に重要であると考えられる。

### 第 1 節 OECD の動向

OECD（経済協力開発機構）はヨーロッパ諸国を中心に、日・米を含め 38 ヶ国の先進国が加盟する国際機関である。OECD は国際マクロ経済動向、貿易、開発援助といった分野に加え、最近では持続可能な開発、ガバナンスといった新たな分野についても加盟国間の分析・検討を行っている<sup>(57)</sup>。

税制の分野においては、租税委員会（CFA：Committee on Fiscal Affairs）を中心に、OECD モデル租税条約、OECD 移転価格ガイドライン等の国際協調が重要な分野における国際的に共通の課税ルールを整備するとともに、各国の有する知見や経験の共有化を図っている<sup>(58)</sup>。他にも、OECD の税制関連の活動は、脱税、有害な税慣行、電子商取引、環境税など広範な分野をカバーしている<sup>(59)</sup>。

---

(57) 経済産業省HP「OECD（経済協力開発機構）」([https://www.meti.go.jp/policy/trade\\_policy/oecd/index.html](https://www.meti.go.jp/policy/trade_policy/oecd/index.html))

(58) OECD > [Tokyo Centre](https://www.oecd.org/tokyo/) > [テーマ別情報](https://www.oecd.org/tokyo/) > 税制 (<https://www.oecd.org/tokyo/topic/tax.html>)

(59) 国税庁HP > [ホーム](#) > [税の情報・手続・用紙](#) > [税について調べる](#) > [国際税務関係情報](#) > OECD 租税委員会（CFA）(<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/kokusai/oecd/index.htm>)

## 1 デジタルプラットフォームの報告モデルルールの公表（2020 年 7 月）

OECD が主導する BEPS プロジェクトの電子経済課税のフォーラム（包括的枠組）において、2020 年 7 月に「シェアリングエコノミー及びギグエコノミーのデジタル・プラットフォーム情報の通告ルール」（別紙 2）が公表され、国境を越えたユーザーをクライアントとするプラットフォーム運営者が取引の仲介を行う場合を念頭に置き、課税庁がプラットフォーマーに対して売主のユーザー情報のデータを提供することを求め、それにより得られた情報を租税条約の枠組みの中で売主の居住地国の課税当局へ通知するというモデルルールが示された<sup>(60)</sup>。

当通告ルールにおいて、データ提供の対象となるサービスは、対価を得て行われる不動産の賃貸及び人的なサービス（時間単位あるいは業務単位で提供されるもの）で、提供者の被雇用者としての立場で提供されたものでないものとされている。

## 2 報告モデルルールの概要

モデルルールでは、プラットフォームの定義として、対象サービスの提供のためにサービス提供者とサービス購入者の双方からアクセスでき、サービス提供者が他の利用者と通信して、直接的又は間接的にサービスを提供することを可能にする、ウェブサイトやアプリケーションなどすべてのソフトウェアを指し、プラットフォームの運営は、該当サービスの対価の回収と支払業務を含むとされ、報告義務を負うプラットフォーマーは、プラットフォームの全部又は一部をサービス提供者が利用可能とするために、サービス提供者と契約する事業者であるとされている<sup>(61)</sup>。

---

(60) 青山慶二「これからの国際税務【第 21 回】OECD による『シェアリングエコノミー及びギグエコノミーのデジタル・プラットフォーム情報の通告ルール』の採択」1 頁（*Profession Journal*, 2020）

(61) OECD 「Model Rules for Reporting by Platform Operations with respect to Sellers in the Sharing and Gig Economy」Section I（OECD、2020）  
(<https://www.oecd.org/tax/exchange-of-tax-information/model-rules-for-reporting-by-platform-operators-with-respect-to-sellers-in-the-sharing-and-gig-economy>)

モデルルールが報告の対象としているサービスの不動産の賃貸及び人的サービス（時間又は請負業務単位に提供されるもの）であり、雇用関係に基づいて提供されるサービスは含まれない。

報告必要事項は、以下のとおりである<sup>(62)</sup>。

(1) プラットフォーマーに関する情報

名前、登録事業所の住所、納税者識別番号、事業名

(2) サービス提供者に関する情報

イ 不動産の賃貸以外のサービス提供者

(イ) 氏名・商号、住所、納税者識別番号、生年月日・事業者登録番号

(ロ) プラットフォーム事業者が利用可能な、その他の国・地域の納税者識別番号

(ハ) 特定金融口座番号

(ニ) 対価の支払先となる金融口座の名義人の氏名又は名称が売り主と異なる場合は、その氏名又は名称

(ホ) 税務上の居住地の国・地域

(ヘ) 報告期間の各四半期に支払又は入金された対価の合計並びに関連サービス数

(ト) 報告期間の各四半期にプラットフォームによって徴収又は請求された料金、手数料及び源泉徴収税額

ロ 不動産の賃貸のサービス提供者

(イ) 氏名・商号、住所、納税者識別番号、生年月日・事業者登録番号

(ロ) プラットフォーム事業者が利用可能な、その他の国・地域の納税者識別番号

(ハ) 特定金融口座番号

(ニ) 対価の支払先となる金融口座の名義人の氏名又は名称が売り主と異なる場合は、その氏名又は名称

---

.pdf  
(62) 前掲注(61) Section I



- (ホ) 税務上の居住地の国・地域
- (ハ) 各物件の住所及び（可能であれば）土地登録番号
- (ト) 報告期間の各四半期に支払又は記帳された対価の合計並びに支払又は記帳された各物件に関して提供された関連サービス数
- (フ) 報告期間の各四半期にプラットフォームによって徴収又は請求された手数料、歩合及び源泉徴収税額
- (リ) （可能であれば）報告期間中に各物件がレンタルされた日数と各物件の種類

### 3 報告モデルルールの意義

シェアリングエコノミーの拡大に伴い、多くの国々においてプラットフォームがサービス提供者の収益を税務当局へ報告することを要求する制度を導入しているところであるが、プラットフォームが世界的規模でシェアリングエコノミーの経済活動を行っていることを考えると、国内報告要件にはおのずと限界があり、プラットフォームが管轄地内でない場合、税務当局は国内報告要件の施行が困難になる恐れがある。また、一方で複数の国で活動するプラットフォームにとっては、国によって異なる報告要件による報告を義務付けられることにより、コストや事務負担が増加しビジネス拡大の障壁となる恐れがある<sup>(63)</sup>。

この報告モデルルールは、従来は各国がバラバラに設定していたシェアリングエコノミーの利用者に対する報告義務を統一し、かつ租税条約に基づく自動的情報交換と同じレベルの情報を入手することを可能とする画期的な構想である<sup>(64)</sup>。

---

(63) 前掲注(61) Foreword

(64) 青山・前掲注(60) 3 頁

## 第 2 節 EU の動向

EU では、2021 年にデジタルプラットフォームに対して出店情報の報告義務を課し、それを税務当局間で自動的情報交換を行うことを内容とする税務執行協力に関する指令 (DAC7) が発出された。新たな報告義務は、報告対象販売者が国内あるいはクロスボーダーで以下の a.～d.の活動を行うために、他のユーザーとの接続を可能にするデジタル・プラットフォームの運営者 (EU 域外事業者を含む。) に適用される<sup>(65)</sup>。

- a. 不動産の賃貸
- b. 個人サービスの提供
- c. 商品の販売
- d. 移動手段の賃貸

報告対象販売者は、いずれかの EU 加盟国の居住者、または、いずれかの EU 加盟国にある不動産の賃貸を行っている者であると規定され、EU 域外の事業者であっても、報告販売対象者による上記 a.～d.の活動、あるいは EU 加盟国内の不動産の賃貸を伴う活動を行う場合には、報告義務が課される。ただし、EU 域外のプラットフォーム事業者が自国 (EU 域外国) の当局に対して、同様の報告義務を果たして EU 加盟国と当該国との間の合意に基づいて EU 当局と情報交換される場合には、報告義務が免除される。

EU 加盟国は、2022 年 12 月 31 日までに DAC7 の内容を導入するための国内法を施行し、2023 年 1 月 1 日から DAC7 に基づく新規則を適用しなければならないとされているため、最初の報告は 2024 年に行われる予定である。

---

(65) 大野雅人「DAC7 : EU におけるプラットフォーム出店者情報の収集 -プラットフォーム運営者の報告義務と税務当局による情報交換-」租税研究 846 号 125 頁 (日本租税研究協会、2019)

### 第 3 節 ドイツの動向

EU 加盟国の課税当局間における情報の自動交換の範囲をプラットフォーム事業者に拡大する指令 (DAC7) が採択されたことを受けて、2022 年 12 月 16 日、ドイツ連邦参議院においてデジタルプラットフォームの事業者に対する情報報告義務及び税務調査手続の改正に関する法律が承認された。これにより、プラットフォームから取引に関する活動内容、取引金額などの情報を連邦中央税務署 (BZSt) に報告することを義務付けており、プラットフォームから報告された情報は、各国の税務当局と情報交換される<sup>(66)</sup>。

この法律において、プラットフォームとは、「売主がソフトウェアを使用してインターネット経由で対価を得るための活動を完了することを可能とする、デジタル技術に基づくシステム」であり、報告の対象となる活動は、①不動産の使用及びその他の種類の権利の取引、②個人向けサービス (宿泊施設など)、③商品の販売、④輸送手段の使用権の提供 (レンタカーサービスなど) とされ、報告義務を負うプラットフォームは、ドイツ居住者又はドイツ国内に登録されている事業者、ドイツ国内に恒久的施設を有する事業者 (他の EU 加盟国の居住者等を除く。) であるとされている<sup>(67)</sup>。

### 第 4 節 米国の動向

従来から事業者が年間 600 ドル以上のリース料、サービス料、コミッション、社員以外への報酬、弁護士・会計士への支払等、あるいは年間 10 ドル以上のロイヤルティの支払があった場合には、Form1099-Misc (雑所得支払調書) を IRS (米国内国歳入庁) 及び支払先に提出する義務が課されていた<sup>(68)</sup>ため、支

---

(66) 井上広志ほか「DAC7 実施法導入と移転価格ルールの改正」ドイツ・会計税務ニュースレター 1 頁 (Grant Thornton AG、2023)

(67) 井上・前掲注(66) 2 頁

(68) 2020 年度から、社員以外への報酬の支払は、Form-1099-NEC で報告することとされている。(http://www.eosllp.com/会計税務 AtoZ)

払先のサービス提供者は、Form1099-Misc を参考に税務申告書を作成するが、Form1099-Misc は支払者が個人である場合や少額の収入は対象外となっている<sup>(69)</sup>。

また、2011 年に電子決済により得た収入を正確に開示させる目的で新たな情報申告書として Form1099-K が導入され、支払決済機関やプラットフォームが提出義務者とされた。この情報申告書の提出基準は、2021 年まではプラットフォーム内の支払総額が 1 年間で 20,000USD を超えかつ 200 件以上の取引がある場合であったが、2022 年以降は年間 600USD を超える支払総額がある場合に改められ<sup>(70)</sup>、報告対象となる範囲を拡大している。

## 第 5 節 豪州の動向

2022 年 11 月 28 日、豪州連邦協議会においてシェアリングエコノミーのプラットフォーム事業者による取引報告義務化に関する法案が可決され、Uber 等のライドソーシングサービス及び Airbnb 等の宿泊先提供サービスの運営者は 2023 年 7 月 1 日以後の取引に係る情報を、Uber eats 等のデリバリーフードサービスを含むその他のサービスの運営者は 2024 年 7 月 1 日以後の取引に係る情報を ATO（豪州国税庁）に報告することとされた<sup>(71)</sup>。

## 第 6 節 源泉徴収制度を導入している国々

### 1 イタリアの事例

イタリアでは、オンラインプラットフォームを通じて短期賃貸（民泊）を

---

(69) 第 2 回納税環境整備に関する専門家会合（2018 年 10 月 29 日）「説明資料〔納税実務等を巡る近年の環境変化への対応について〕」5 頁（財務省、2018）

(70) 第 14 回税制調査会（2022 年 9 月 7 日）資料「海外調査報告（米国）」5 頁（税制調査会、2022）

(71) The Treasury ウェブサイト「Black Economy Taskforce Final Report」  
(<https://treasury.gov.au/sites/default/files/2019-03/Black-Economy-Taskforce-Final-Report.pdf>)

行う個人に関して、2018年に仲介業者（プラットフォーム）に対して源泉徴収義務が課された。対象となる仲介業者（プラットフォーム）は、イタリアの税務上の居住者、又は恒久的施設あるいは税務代理人を通じて行動する非居住者であり、仲介業者（プラットフォーム）は、支払総額に対して21%の税金を源泉徴収するとともに、納税者（サービス提供者）に係る基本的な識別データをイタリアの税務当局に提出する必要がある。また、納税者は、源泉徴収税の還付を請求することができる<sup>(72)(73)</sup>。

## 2 メキシコの事例

メキシコでは、税務当局（SAT）が納税者のコンプライアンス促進のため、オンラインプラットフォームを通じて旅客運送サービス又は食品配達サービスを提供する個人事業者に対する税規則が発行され、この規則の下で、プラットフォームは、本来納税者が月基準で支払うべき所得税と付加価値税を計算して源泉徴収を行うこととなっている<sup>(74)(75)</sup>。

---

(72) OECD 「The Sharing and Gig Economy: Effective Taxation of Platform Sellers Forum on Tax Administration」 2.3 Withholding arrangements BOX 2.4 Withholding arrangements -country examples- (OECD, 2019) (<https://www.oecd.org/tax/exchange-of-tax-information/model-rules-for-reporting-by-platform-operators-with-respect-to-sellers-in-the-sharing-and-gig-economy.pdf>)

(73) 森信・前掲注(13) 21 頁

(74) OECD・前掲注(72) 2.3 Withholding arrangements BOX 2.4 Withholding arrangements -country examples-

(75) 森信・前掲注(13) 21 頁

## 第 4 章 ギグワーカーに対する 適正課税に向けた論点整理

第 3 章までの検討を踏まえ、ギグワーカーに対する適正課税に向けた論点整理を行う。

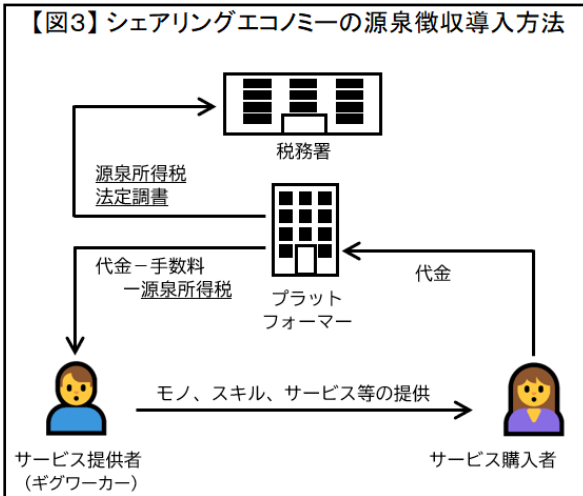
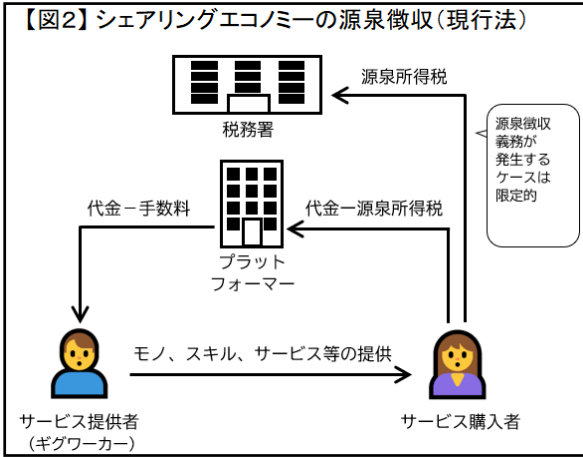
### 第 1 節 源泉徴収制度及び法定調書の導入方法

シェアリングエコノミーに対する源泉徴収制度の導入方法について、プラットフォームを源泉徴収義務者とした制度を検討する。

#### 1 源泉徴収制度及び法定調書の導入イメージ

シェアリングエコノミーに対する源泉徴収制度及び法定調書の導入イメージを以下の図 2～3 で示している。図 2 の現行法において、サービス購入者に源泉徴収義務が生じることがあり得るが、その条件として、①サービス等の内容が原稿料など源泉徴収の対象となる報酬・料金等の支払であること、②サービス提供者が個人事業者であること、③サービス購入者が給与の支払等により源泉徴収義務者であることの 3 点を満たす必要があるため、非常に限定的であり、ギグワーカーの所得が源泉徴収されるケースは稀である。

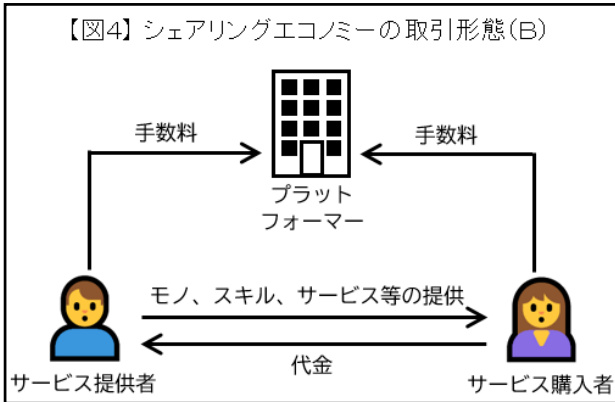
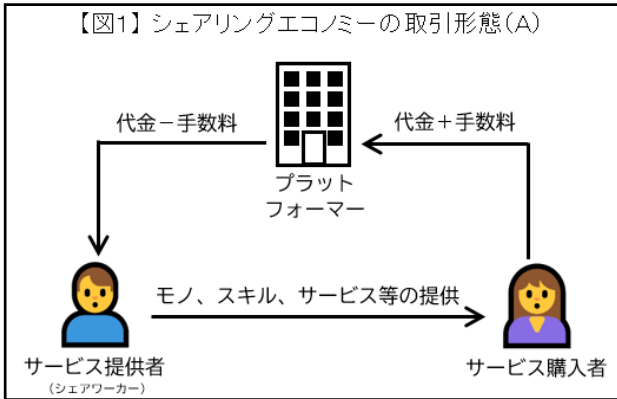
シェアリングエコノミーに対して源泉徴収制度を導入するためには、図 3 のとおりプラットフォームがサービス提供者へ代金を支払う際に、源泉徴収税額を差し引いて税務署へ納付することが考えられる。プラットフォームはサービス購入者とサービス提供者との間の取引や決済に関する情報を一元的に保有していることから、プラットフォームが源泉徴収を行ったり法定調書を提出したりすることは可能であり、現行の源泉徴収制度や法定調書との親和性も高いと考えられる。



## 2 源泉徴収の対象となる決済取引が存在しないケース

取引形態や取引の内容によって源泉徴収制度及び法定調書の導入が困難な場合があることについて注意が必要である。図1のようなプラットフォームからサービス提供者への支払に対して源泉徴収制度及び法定調書を導入す

ることを検討しているところ、図4のようにサービス提供者とサービス購入者が直接決済を行い、プラットフォームが両者から手数料を受け取るだけの取引形態のケースは、源泉徴収制度及び法定調書の導入が困難である（プラットフォームは独自の決済システムを提供して、サービス購入者から代金をいったん預かるのが一般的であるため実例は少ないと考えられる。）。





## 第 2 節 源泉徴収制度導入における課題

源泉徴収制度は、昭和 15 年に導入されて以降、社会経済の動向を踏まえて対象範囲を拡大しながら、我が国の税務行政において徴税手続の簡素化と徴税コストの削減に貢献し、社会基盤を支える制度として定着している。本項では、ギグワーカーに対する適正課税を促すため、プラットフォームを源泉徴収義務者とした源泉徴収制度の導入に伴う課題について検討を行う。なお、現行法では、サービス提供者及びサービス購入者の属性や提供されるサービス内容により、サービス購入者が源泉徴収義務者となり得るケースも考えられるが、サービス購入者の大半は事業者でない個人であり<sup>(76)</sup>、そもそも源泉徴収義務が無い場合、サービス購入者に源泉徴収義務が発生するケースは極めて少ないと言える。

### 1 プラットフォーマーの追加負担

新たにプラットフォームを源泉徴収義務者とする場合、プラットフォームに対して追加の費用や事務負担が生じるため、プラットフォームが源泉徴収を行う理由と必要性を明確にする必要がある。

そもそも、源泉徴収義務は、支払者の義務であると定められているものの、その対象となる所得税は支払者自身のものでなく、支払を受ける相手方である本来の納税義務者の担税力に基づくものである<sup>(77)</sup>。そして、申告納税制度の建前から言えば、納税義務者の担税力に基づく所得税は、納税義務者自身

---

(76) 内閣府「シェアリングエコノミー等新分野の経済活動の計測に関する調査研究」報告書（概要版）によると、「新分野の経済活動に関する事業者（プラットフォーム事業者等）や個人のユーザー、業界団体、自治体等へのヒアリングを通じ、取引やデータ保有に関する実態を把握」した結果、利用者の属性（法人・個人の別など）については、把握している事業者としていない事業者がいるとしながら、「スキル・時間」分野の実態は「利用者はほとんどが個人」とされている。

(77) 鷺田拓之「源泉徴収制度の問題点及びあり方の再検討—源泉徴収義務を課すことの解釈上の限界を中心に—」立命館法政論集第 13 号 36 頁（立命館大学大学院法学研究科、2015）

によって確定され、納付されなければならないところ、支払者に対して源泉徴収義務を課しているのは、課税当局側の要請によって所得税を効率的かつ確実に確保するためである。

我が国では、給与や報酬・料金の支払者と支払を受ける者との間の関係において、支払者に対して源泉徴収義務が定められているところ、プラットフォームはサービス購入者からサービス提供者への支払金額を預かっているにすぎないという点において、サービス提供者に対する実質的な支払者ではないプラットフォームに対して源泉徴収義務を課すことには、本来の源泉徴収制度の考え方を超えるハードルがあると考えられる<sup>(78)</sup>。例えば、上場株式等の配当に係る源泉徴収義務者は、配当の支払者である上場株式等の発行人ではなく、支払の取扱者（証券会社等）が行うといった例もあるので、プラットフォームに対する源泉徴収義務の設定が不可能であるとまでは言えないもの<sup>(79)</sup>、十分な説明と議論を行う必要があると考えられる。また、プラットフォームを源泉徴収義務者とすることは、ギグワーカーの課税漏れ防止策としては効果が望めるものの、非課税取引や申告基準に満たないギグワーカーから源泉徴収を行うことを考えると、還付申告の対象となる納税者が増加することから効率的とは言えない一面もある。

他方、源泉徴収制度や法定調書の導入を通じてギグワーカーの適正申告が促されることは、①プラットフォーム参加者に対して税務申告に関する安心感を与えること、②SDGs が目指す目標の 1 つである「経済成長及び雇用」に貢献することに加えて、③源泉徴収制度導入によって源泉徴収義務者としての社会的責任を果たすことができるという点でプラットフォームにもメリットがあると考えられる。

プラットフォームに対して新たに源泉徴収義務を課す場合には、ギグワ

---

(78) 渡辺徹也「シェアリング・エコノミーに携わるプラットフォーム企業と課税—所得課税および執行上の問題を中心に—」税経通信 2019 年 2 月号 7 頁（税務経理協会、2019）

(79) 渡辺・前掲注(78) 13 頁

一カーの申告利便性やプラットフォームの社会貢献の実現など、課税当局側の都合だけではなく、ギグワーカーやプラットフォームにとってもメリットのあるものとすべきであると考えられる。

## 2 立法上の困難性

源泉徴収義務は、徴収確保の必要性が認められ徴収納付の方法を採用することが不合理ではないと認められる場合に、納税義務者と特に密接な関係がある者に対して課す場合には憲法 14 条（法の下での平等）には違反しないと解されているが<sup>(80)</sup>、プラットフォームに対して新たに源泉徴収義務を課する場合、現行の源泉徴収制度との調和が必要である。

シェアリングエコノミーの取引の主体はあくまでもサービス提供者とサービス購入者であり、プラットフォームは、サービス提供者及びサービス購入者とのそれぞれの関係においては役務提供の直接の当事者ではない。そのため、現行の支払者と受給者が 1 対 1 で結ばれている源泉徴収制度の延長線上でプラットフォームを源泉徴収義務者としてよいか、従来の源泉徴収制度の考え方を見直す必要がないかなど、検討する必要があると考えられる<sup>(81)</sup>。具体的には、配当所得に対する源泉徴収と同様<sup>(82)</sup>、源泉徴収義務の特例として、対価の支払者であるサービス購入者に代わって、プラットフォームが源泉徴収を行うことを規定する必要があると考えられる。

源泉徴収制度導入に当たっては、ギグワーカーを一括りにして統一的な税制に取り込むか、あるいは、ギグワーカーの業務内容に応じて取捨選択して必要な範囲のみを税制に取り込むか、立法上の検討が必要である。例えば、シェアリングエコノミーの 5 分類やウーバー型（対面型）とクラウドソーシング型（非対面型）との間のギグワーカーの分類など、シェアリングエコノ

---

(80) 最判昭 37 年 2 月 28 日刑集 16 卷 2 号 212 頁

(81) 矢富健太朗「シェアリングエコノミーの仕組みと課題 ～適正課税を巡る対応」税研 228 号 Vol.38 No.6 39 頁（日本税務研究センター、2023）

(82) 措法 9 の 3 の 2 ①

ミーの中でも区別して取り扱うべき事業者が存在すると考えられる。

シェアリングエコノミーを統一的な源泉徴収制度に取り込んだ場合、本来は課税対象ではない取引（例えば、生活用資産の売買など）も源泉徴収の対象となってしまうことが考えられる。また、税の執行上、効率的ではない少額の取引も源泉徴収の対象となってしまうことも考えられる。源泉徴収制度は、本来の納税義務者の予納、前納という性格を持つと考えるべきであり<sup>(83)</sup>、非課税取引に対する源泉徴収は、事後的に還付されるとしても、ギグワーカーの受給時において、金銭的負担と経済的自由の抑制を求めることになるため、慎重になるべきであると考えられる<sup>(84)</sup>。他方、ギグワーカーの業務内容によって取捨選択して税制に取り込んだ場合、源泉徴収の対象になるかどうかの可否判定が複雑・困難になりプラットフォームの負担が増えることが危惧されることから、シェアリングエコノミーに対して新たに源泉徴収制度を導入するためには、課税取引であるかどうかという観点から、内容に応じて源泉徴収の対象となる取引を限定するとともに、源泉徴収義務者であるプラットフォームの事務負担とならないよう、対象となる取引を分かりやすくかつ明確に区分することが必要であると考えられる。

### 3 匿名取引への対応

現状のシェアリングエコノミーにおいては、プラットフォームによる利用者の本人確認が必ずしも行われていない。内閣官房はシェアリングエコノミーのガイドラインにおいて、プラットフォームが順守すべき事項として、提供されるサービスが生命・身体に危害を加える可能性がある場合や、業法・税法・著作権法などの法令に抵触する恐れがある場合、公的身分証明書等による本人確認を行うべきであるとしているが<sup>(85)</sup>、シェアリングエコノミーに

---

(83) 田中・前掲注(42) 163 頁

(84) 田中・前掲注(42) 150 頁

(85) シェアリングエコノミー検討会議・内閣官房情報通信技術 (IT) 総合戦略室「シェアリングエコノミー・モデルガイドライン」2019 年 5 月 3 頁 (内閣官房、2019)

対して源泉徴収制度や法定調書を導入するためには、金融機関で口座開設を行う際に本人確認を行う場合と同様に、サービス提供者がプラットフォームで取引を始める際に、プラットフォームがサービス提供者の本人確認を行うことが必須であると考えられる。そのため、関係省庁と連携してプラットフォームによる利用者の本人確認を行うための法制度<sup>(86)</sup>を整備していく必要があると考えられる。

#### 4 デジタルエコノミーと非デジタルエコノミーとの間の公平性

デジタルエコノミーによる取引と非デジタルエコノミーによる取引との間の取扱いに関して、双方の間で極力公平性が保たれる制度であることが必要である。現行法では、サービス購入者が源泉徴収義務者ではない一般の個人である限り、サービス提供者の所得が源泉徴収されることはないが、仮にプラットフォームに対して新たに源泉徴収制度を導入した場合、プラットフォーム経由で取引を行った時だけ、源泉徴収されるのは不公平であり、デジタルエコノミー拡大の阻害要因になるおそれがあると考えられる。例えば、サービス提供者であるギグワーカーが、プラットフォーム経由の取引は源泉徴収の対象となり、当面の手取金額が減るため、プラットフォーム経由の取引を回避するような事態となることは、新しい経済活動であり我が国の成長にも有益なシェアリングエコノミーの普及拡大を阻害することになり、あってはならないことである。この場合、一旦源泉徴収されても確定申告の際に精算されるという意味では、年間を通じた税額は同じであるが、前述のとおり、源泉徴収は源泉徴収義務者であるプラットフォームに追加負担が発生することに加え、受給者であるギグワーカー自身にも一時的に金銭的負担と経済的自由の抑制を強いることから、デジタルエコノミーと非デジタルエコノミーとの間で極力公平性が保たれるような制度であることが求められる。

---

(86) 「特定デジタルプラットフォームの透明性及び公正性の向上に関する法律」(経済産業省、2021)

この点に関しては、プラットフォームのような仲介役が存在しない非デジタルエコノミーにおいて、個人のサービス購入者を源泉徴収義務者とすることは困難であり、デジタルエコノミーと非デジタルエコノミーとの間で公平性を保つことは困難であると考えられる。例えば、取引に占める非デジタルエコノミーの割合が圧倒的に低くなり、比較対象が少なく不公平が問題にならない程の状況になる等の外的要因により不公平感が解消されることがあり得る。また、申告に係る負担軽減を望むギグワーカーにとっては、分かりやすく事務負担の少ない源泉徴収制度の導入がデジタルエコノミーのインセンティブとなり得ることも考えられる。

すなわち、シェアリングエコノミーに対して源泉徴収制度を導入するためには、デジタルエコノミーの更なる進展により、源泉徴収されるデメリット以上に申告利便性の向上によるメリットが存在すべきであると考えられる。

## 5 ギグワーカーの収入水準における効率性

プラットフォームを源泉徴収義務者としてギグワーカーへの支払に対して新たに源泉徴収を行うこととした場合、申告基準に満たないギグワーカーも一定の割合で存在すると考えられ<sup>(87)</sup>、還付申告が増加して課税当局側の事務負担が増えるおそれがある。そのため、e-Tax の利用への誘導を積極的に行うなど、事務負担の軽減を行う工夫が必要である。また、申告水準に満たないギグワーカーの割合が高くなるほど、収納確保という点において効率性が低いと考えられ、源泉徴収制度導入の必要性が低いとも考えられる。

---

(87) フリーランス協会によるフリーランス白書 2023 によると、フリーランス等 850 名の年収に関するアンケート結果は、200 万円未満 (19.5%)、200~400 万円 (27.9%)、また、中小企業庁の 2015 年版小規模企業白書によると、フリーランス等 800 名の年収に関するアンケート結果は、100 万円未満 (23.1%)、100~300 万円未満 (36.1%) となっており、それぞれの所得金額は不明であるが、収入金額が基礎控除に満たないギグワーカーや所得金額が赤字になるギグワーカーも一定割合存在すると想定される。

## 6 国外プラットフォームへの対応

プラットフォームの中には国内に PE（恒久的施設）を持たない事業者も存在する。国外プラットフォームの利用が国内でどこまで拡大するかは不明であるが、国外事業者に源泉徴収義務を課することができないことにより、国内事業者との間で公平性を欠くことがないようにしなければならない。例えば、消費税のリバースチャージ方式における納税管理人のような登録制度を設けて、登録された納税管理人を通じて源泉徴収義務を負わせる等の検討が必要であると考えられる。国や地域を越えて行われる取引をいかに把握して正しく課税することは世界共通の課題であり、国内の対応だけでは不十分であるため、各国と協調して国際的議論を踏まえた検討を行うことが求められている<sup>(88)</sup>。

### 第 3 節 法定調書導入における課題

課税当局にとっては、シェアリングエコノミーを通じて稼働される所得をいかに把握するかが大きな論点となる。個人同士がインターネットを介して取引を行うケースにおいては、所得の把握が非常に困難であるという問題がある。他方、無数の個人取引に対して法定調書の提出を求めることは、事務負担や適正な執行を担保するという点において現実的ではない<sup>(89)</sup>ため、一定の事務能力、経理能力、財力を有するプラットフォームに対して法定調書の提出を求めることは合理性があると考えられる。

立法上及び執行上における困難性、公平性、効率性などの課題は、そもそも徴税自体を伴わない法定調書の導入においては、源泉徴収制度の導入と比べてはるかに小さい影響で済むと考えられる。また、プラットフォームに対する

---

(88) 納税環境整備に関する専門家会合「説明資料〔納税環境整備に関する専門家会合の議論の報告〕」（令和 3 年 11 月 19 日）24～27 頁及び 38 頁（財務省、2021）

(89) 第 17 回税制調査会 平成 30 年 10 月 10 日「納税実務等を巡る近年の環境変化への対応について」24 頁（財務省、2018）

法定調書の導入により、プラットフォームの事務負担は増えるものの、源泉徴収制度を導入することに比べて負担は少ないと考えられることに加え、法定調書をサービス提供者にも交付することにより、サービス提供者の申告利便性の向上を通じて、プラットフォームにもメリットがあると考えられる。

課税当局の立場としては、プラットフォームが蓄積している情報に何らかの形でアクセスできるルールとすることは税の執行上も非常に重要であり、我が国では、令和元年度税制改正において課税当局からプラットフォームに対する情報照会手続が整備されているところであり<sup>(90)</sup>、今後もプラットフォームからの情報提供のあり方に関して、法定調書の提出を義務付けることも含め、国際的な議論を踏まえた検討を行う必要がある。プラットフォームに対して法定調書の提出を義務化することは、サービス提供者の申告利便性向上を通じてプラットフォームにもメリットをもたらすという点で、源泉徴収制度の導入と比べて、ギグワーカーの適正課税実現に向けた効果的かつ効率的な方策であると考えられる。

#### 第 4 節 OECD 及び諸外国の動向

OECD の勧告内容及び諸外国におけるシェアリングエコノミーに対する対応状況によると、第 3 章のとおり、主要国においては、同様の問題意識から法定調書によってプラットフォームや支払決済機関等の事業者に対して情報の提出を求めるといった対応を行っている国が多く見受けられる。また、諸外国におけるシェアリングエコノミーに対する源泉徴収制度の導入状況については、OECD の 2019 年の税務行政フォーラムのレポートでイタリアにおける個人の短期賃貸（民泊）の事例とメキシコにおける旅客輸送サービス及び食品配達サービスの事例が紹介されている<sup>(91)</sup>ものの、主要国においてはプラットフォーム

---

(90) 税通 74 の 7 の 2 及び 74 の 12

(91) OECD「The Sharing and Gig Economy : Effective Taxiation of Platform Sellers」  
BOX2.4 Withholding arrangements - Country examples (OECD、2019)



一に対して源泉徴収義務を課すことよりも、法定調書によりプラットフォームに対して報告義務を課すことの方が一般的であり、多くの国において報告に係る範囲を拡大しつつあるのが現在の趨勢である。

我が国においては、一定の報酬等の支払に対して支払者が支払内容に関する資料を税務当局に提出する法定調書の仕組みが既に定着しており、プラットフォームにおいても現行法の中で既に報酬・料金等に係る法定調書の提出を行っていると考えられることから、シェアリングエコノミーにおけるプラットフォームに対する法定調書の提出義務について実現性のある方策として検討していく必要があると考えられる。

## 結論

シェアリングエコノミーに対する課税のあるべき姿として、源泉徴収制度と法定調書とのバランスが非常に重要であると考えられる。シェアリングエコノミーに対する早急な源泉徴収制度の導入は、立法上及び執行上における困難性、公平性、効率性などの面からハードルが高く、諸外国と足並みを揃えつつ、まずはプラットフォームに対する法定調書の導入から始めるという考えが必要であると思われる。プラットフォームが1年間の取引金額を課税当局とギグワーカーの双方に提供する法定調書の導入は、課税当局にとってのギグワーカーの適正申告への有効な対応策になると考えられる。また、ギグワーカーにとって、法定調書の導入は、マイナポータルとの連携により申告利便性を向上させ、法定調書を基に申告することができるため、申告に不慣れであることに起因した申告漏れの減少につながる。更に法定調書の導入によって、プラットフォームがギグワーカーの申告利便性向上を支援することにより、ギグワーカーの申告に対する安心感をもたらし、ギグワーカーのプラットフォームへの参加を後押しすることが見込まれるため、プラットフォームにとってもメリットが大きいと考えられる。

結論としては、プラットフォームに対して法定調書の提出を義務付けることにより、ギグワーカーの申告利便性の向上、プラットフォームの取引拡大、課税当局における課税資料の収集の3点において、3者が Win-Win の関係を構築することが望ましいと考える。

〔別紙 1〕我が国における源泉徴収制度の沿革

年度		法改正等の内容
明治20年	1887	(所得税の創設) 明治17年の草案には源泉徴収制度が含まれていたが、最終的に採用されなかった。
		(源泉徴収制度の創設) 公債・社債の利子に対する源泉徴収の導入
明治32年	1899	(給与所得に対する源泉徴収制度の創設) 支給額から基礎控除額を控除した額に比例税率6%を乗じた金額を源泉徴収 源泉徴収義務者は徴税事務を委託された代理人と位置付けられ、納税者一人当たり10銭(⇒20銭⇒50銭)の徴収代行交付金支給
昭和15年	1940	(給与所得に対する年末調整制度の創設) 源泉徴収税額表による税額計算方法が行われるようになり、その年の最後に給与の支払をする際に年税額の調整を行ういわゆる年末調整制度が創設されるとともに、徴収代行交付金が廃止 (報酬・料金等に対する源泉徴収制度の創設) ①日雇労働者・大工・左官等の報酬、②外交員・集金人等の報酬、③原稿・作曲等の報酬、著作権の使用料、講演の謝礼等に対して、事業所得として源泉徴収が行われるようになった。
昭和19年	1944	(報酬・料金等に対する源泉徴収制度の改正) 日雇労働者の賃金が給与所得に分類されるとともに、①原稿・挿画、作曲及びレコード吹込みの報酬、放送謝金、著作権の使用料及び講演料並びにこれらの性質を有する報酬又は料金、②外交員・集金人その他これらの労働者に準ずる者の報酬又は料金が源泉徴収の対象とされた。
昭和22年	1947	(報酬・料金等に対する源泉徴収制度の改正) 日雇労働者の賃金が給与所得に分類されるとともに、①原稿・挿画、作曲及びレコード吹込みの報酬、放送謝金、著作権の使用料及び講演料並びにこれらの性質を有する報酬又は料金、②外交員・集金人その他これらの労働者に準ずる者の報酬又は料金が源泉徴収の対象とされた。
昭和24年	1949	(シャウプ勧告) 年末調整の対象となる金額を最小限に止めること及び年末調整はできるだけ速やかに税務署へ移管すべきであることを勧告
昭和26年	1951	(年末調整における生命保険料控除の創設) 「給与所得者の保険料控除申告書」の規定が創設され、年末調整において生命保険料控除の適用が可能となった。
昭和27年	1952	(報酬・料金等に対する源泉徴収制度の改正) ①速記者、筆耕及びダンサーの報酬・料金、②弁護士、弁理士、計理士、税理士、公認会計士、会計士補の報酬・料金、③社会保険診療報酬、④職業野球の選手、競馬の騎手及び競輪の選手の報酬・料金、⑤俳優、映画監督、演出家等の報酬・料金が源泉徴収の対象とされた。
昭和28年	1953	(賞与等に対する源泉徴収税額表の創設) 賞与等に対する源泉徴収税額表が創設され、前月分の給与を基準として定められた一定の税率を乗じて賞与等に対する源泉徴収税額を算出することとされた。
昭和29年	1954	(報酬・料金等に対する源泉徴収制度の改正) 小型自動車競走及びモーターボート競走の選手の報酬・料金が源泉徴収の対象とされた。
昭和32年	1957	(公的年金等に対する源泉徴収制度の創設) 公的年金等に対して給与所得として源泉徴収の対象とされた。
昭和36年	1961	(報酬・料金等に対する源泉徴収制度の改正) 司法書士、測量士、測量士補、土地家屋調査士、建築代理士、海事代理士、火災損害鑑定人、自動車車両損害鑑定人の報酬・料金が源泉徴収の対象とされた。
昭和37年	1962	(報酬・料金等に対する源泉徴収制度の改正) 広告宣伝のための賞金が源泉徴収の対象とされた。

年度		法改正等の内容
昭和37年	1962	源泉徴収制度の合憲性に関する最高裁判決(1962.2.28) 「源泉徴収制度は、これによつて国は税収を確保し、徴税手続を簡便にしてその費用と労力を節約し得るのみならず、担税者の側においても、申告、納付等に関する煩雑な事務から免れることができる。また徴収義務者にして、給与の支払をなす際所得税を天引しその翌日一〇日までにこれを国に納付すればよいのであるから、利するところ全くなしとはいえない。されば源泉徴収制度は、給与所得者に対する所得税の徴収方法として能率的であり合理的であつて、公共の福祉にこたえるものといわなければならない。」
		(報酬・料金等に対する源泉徴収制度の改正) 筆耕に対する報酬・料金が源泉徴収の対象外とされた。
昭和39年	1964	(報酬・料金等に対する源泉徴収制度の改正) ①不動産鑑定士、不動産鑑定士補の報酬・料金、②映画、演劇、音楽、落語、漫才、物まね、ラジオ、テレビ等に係る出演又は演出(規定の明確化)、③職業野球の選手等が一時に受ける契約金が源泉徴収の対象とされた。
昭和40年	1965	(報酬・料金等に対する源泉徴収制度の改正) ①職業拳闘家、プロレスラー、プロゴルファーの報酬・料金、②ホステスの報酬・料金、③馬主に支払う競馬の賞金が源泉徴収の対象とされた。
昭和42年	1967	(報酬・料金等に対する源泉徴収制度の改正) ①職業拳闘家、プロレスラー、プロゴルファーの報酬・料金、②ホステスの報酬・料金、③馬主に支払う競馬の賞金が源泉徴収の対象とされた。
昭和44年	1969	(報酬・料金等に対する源泉徴収制度の改正) 社会保険労務士に対する報酬・料金が源泉徴収の対象とされた。
昭和45年	1970	(報酬・料金等に対する源泉徴収制度の改正) 検針人の報酬・料金が源泉徴収の対象とされた。
昭和46年	1971	(報酬・料金等に対する源泉徴収制度の改正) 著作隣接権の使用料が源泉徴収の対象とされた。
昭和47年	1972	(報酬・料金等に対する源泉徴収制度の改正) ①工業所有権その他の技術に関する権利、特別の技術による生産方式又はこれらに準ずるもの使用料、②雑誌、広告その他の印刷物に掲載するための写真の報酬・料金が源泉徴収の対象とされた。
昭和49年	1974	(年末調整における住宅取得控除の創設) 年末調整において住宅取得控除の適用が可能となった。
昭和52年	1977	(報酬・料金等に対する源泉徴収制度の改正) 自動車等損害鑑定人の報酬・料金が源泉徴収の対象とされた。
昭和59年	1984	(報酬・料金等に対する源泉徴収制度の改正) 技術士補の報酬・料金が源泉徴収の対象とされた。
昭和61年	1986	(報酬・料金等に対する源泉徴収制度の改正) 外国法事務所弁護士及び投資顧問業者の報酬・料金が源泉徴収の対象とされた。
昭和62年	1987	(報酬・料金等に対する源泉徴収制度の改正) 技術士補の報酬・料金が源泉徴収の対象とされた。
		(公的年金等に対する源泉徴収制度の改正) 公的年金等を所得区分を雑所得に変更して源泉徴収することとされた。
平成元年	1989	源泉徴収制度の合憲性に関する最高裁判決(1989.2.7) 「源泉徴収制度を定める国税通則法及び前記所得税法の規定が憲法一四一条一項に違反するものでないことは、当裁判所昭和三十七年二月二十八日大廷判決の趣旨に徴して明らかである。」
平成5年	1989	(報酬・料金等に対する源泉徴収制度の改正) ①技芸、スポーツその他これらに類するものの教授もしくは指導又は知識の教授の報酬・料金、②プロサッカー及びプロテニスの選手、自動車のレーサーの報酬・料金が源泉徴収の対象とされた。

[別紙 2]

### OECD による情報通告ルール (2020 年 7 月)

2020 年 7 月 OECD が主導する BEPS プロジェクトの電子経済課税のフォーラム (包括的枠組) が公表した「シェアリングエコノミー及びギグエコノミーのデジタル・プラットフォーム情報の通告ルール」は、国境を越えたユーザーをクライアントとするプラットフォーム運営者が、取引の仲介をする場合を念頭に置き、プラットフォーム運営者に、売主であるユーザー情報のデータを提供することを課税庁が求め、それにより得られた情報を、売主の居住地国の課税当局へ、租税条約の情報交換で通知するという仕組みに関するモデルルールである。

BEPS 対応の一環であり、執行サイドが DX (デジタルトランスフォーメーション) モデルを活用するものと位置付けられる施策と考えられる。

#### モデルルールの概要

モデルルールは 4 部構成になっているが、そのうち手続き規定を除くエッセンスとなる 3 部は、以下のとおりである。

##### ① 定義等

ここでは、報告義務を負うプラットフォーム運営者の定義と、報告対象となる販売者の定義が確認されている。詳細は以下の通り。

- ⇒ プラットフォームとは、対象サービスの提供のため、サービスの購入者とサービスを販売する者の双方からアクセスできるウェブサイトやアプリなどすべてのソフトウェアを指す。ただし、該当サービスを掲示したり広告するだけのソフトウェアなど、付随的業務に利用されるにすぎないものは除外されている。
- ⇒ プラットフォーム運営には、該当するサービスの対価の集金及び支払い業務を含む。
- ⇒ 報告義務が免除されるプラットフォーム運営者は、当該プラットフォームに係る前年の対価收受額が 100 万ユーロ未満のもの、当該プラットフォームから販売者に対価の利益を与えないことが課税庁向けに証明されたもの、プラットフォームの全ビジネスモデルが、報告を要する販売者を有していないと課税庁に証明されたものは、すべて適用除外となる。
- ⇒ 該当するサービスとは、対価を得て行われる不動産の賃貸及び人的なサービス (時間単位あるいは業務単位で提供されるもの) で、提供者の被用者としての立場で提

供されたものでないものとされている。

⇒ 報告対象販売者とは、報告管轄地における「居住者、当該管轄地の不動産の賃貸に係る該当サービスを提供する者、当該サービスに関し対価が支払われる者である。ただし、プラットフォーム運営者が 2000 超の不動産賃貸のための関連サービスを提供する場合や、政府の企業、公開市場で株式を取引されている事業体は報告対象販売者から除外される。

## ② デューデリジェンス手続き

この中には、検討対象ではない販売者に係る情報の収集義務などを含めて、収集すべき販売者情報（納税者番号を含む）が列記されており、販売者の居住地認定の手順や、賃貸不動産の情報、デューデリジェンス手続きの期限等が記載されているが、詳細は③の報告必要事項と共通するため省略する。

## ③ 報告必要事項

⇒ 報告期限は暦年ベースの報告事項につき翌年 1 月末までとされ、OECD が定める XML スキーマに従うこととされている（守秘義務に配慮したもの）  
 ⇒ 最も重要な報告必要事項は、不動産の賃貸とそれ以外のサービス提供に区分して細目が定められており、後者のサービスの規定ぶりを取り上げると以下のとおりである。

――プラットフォーム運営者の

氏名、登録した事業所所在地、納税者番号、商号

――報告対象販売者の

氏名・商号、住所、納税者番号、事業登録番号、生年月日、等可能であれば財務諸表を特定できるもの、報告期間中の四半期ごとに支払われた総対価、対象サービスの数、プラットフォーム運営者によって課された手数料等、及び源泉徴収された税

※ 青山慶二「(これからの国際税務【第 21 回】)「OECD による『シェアリングエコノミー及びギグエコノミーのデジタル・プラットフォーム情報の通告ルール』の採択」(Professional Journal 掲載号:No.386 (2020/9/17 公開) から抜粋